

第 3 期

備前市子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年度～令和 11 年度



令和 7 年 3 月
備 前 市

はじめに

少子高齢化が急速に進展した我が国では、2008 年をピークに総人口が減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2053 年には日本の総人口は1 億人を下回ることが予測されています。

人口構成も大きく変化し、65 歳以上の高齢人口が14 歳以下の若年人口の割合を1997 年に上回って以来、令和2 年の国勢調査では高齢化率が28.6%と毎年のように過去最高を更新し続けている一方で、若年人口は11.9%、15 歳から64 歳までの生産年齢人口は59.5%とともに減少し続けており、国全体の経済規模の縮小、労働力不足、社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊などのほか、地域コミュニティの維持が困難になるなど、経済的・社会的な課題が深刻化する可能性が高まっています。

この人口減少問題は本市にあっても喫緊の課題であり、その解決のためにも、子どもを産み育てることに喜びを感じられる市を目指す必要があります。

本市では、これまでも未来を担う子ども一人ひとりの育ちを市全体で応援するため、平成27 年度から令和元年度まで、令和2 年度から令和6 年度までを計画期間とした第1 期及び第2 期の「備前市子ども・子育て支援事業計画」を基に様々な子育て支援施策を実施してきました。

ここで第2 期の計画期間が満了することとなりますが、コロナ禍以降減少した出生数は回復に向かわず、人口減少も継続しており、加えて児童虐待対策、子どもの貧困対策、ヤングケアラー支援など、子ども・子育てに対する施策は重要度を増しており、市の総合計画にも掲げる「誰もがいつまでも安心して暮らせるまち」の実現のためにも継続して事業に取り組んでいく必要があります。

そこで、令和7 年度から令和11 年度までの5 年間を新たな計画期間とした、第3 期「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

子育て支援は、市や関係機関だけでなく、地域全体で子育て世代を支えていくことが大変重要になっています。本市で育った子どもたちが、将来にわたって心から備前市に住み続けたいと思えるまちをつくり上げていくために、市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後に本計画策定に当たり、ご尽力いただきました備前市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、市の子育て施策にご協力いただいている多くの市民の皆様及び団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7 年3 月

備前市長 吉 村 武 司

◇ 目 次 ◇

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 子ども・子育て支援制度の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画策定のプロセス	5
第2章 子ども・子育てをめぐる状況	6
1 統計からみる備前市の状況	6
2 教育・保育の状況	11
3 ニーズ調査結果の概要	16
4 第2期備前市子ども・子育て支援事業計画の評価	30
5 備前市の子ども・子育てを取り巻く課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策体系	37
第4章 施策の展開	39
基本目標1 妊娠から子育てまで ライフステージに応じた支援で安心のまちづくり	39
基本目標2 地域社会で支える子育て 一人ひとりのウェルビーイングの実現	47
第5章 事業の量の見込み、提供体制等	54
1 教育・保育提供区域の設定	54
2 教育・保育の量の見込みと提供体制	55
3 乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制	60
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	61
5 教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保等	75
第6章 計画の推進	77
1 庁内における各課の連携強化	77
2 関係機関や市民との協力	77
3 国及び県との連携	77
4 計画の点検評価	77
資料編	78
資料1 関係例規	78
資料2 備前市子ども・子育て会議委員名簿	82
資料3 用語定義	83

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

コロナ禍以降、国全体で少子化が急速に進行しています。それは晩婚化、晩産化、未婚化の進行に加え、社会情勢の変化に伴う物価高騰など子育ての経済的負担感やそれによる新たに子どもを持つことへのためらいなど、様々な要因によるものと考えられます。

また、このまま少子化の進行が継続すれば、将来的には労働力不足、消費市場の縮小や社会保障負担の増大、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体に深刻な影響を与えることが確実です。

さらに、共働き家庭、核家族の増加、地域とのつながりの希薄化、児童虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化してきています。

これまで国においては、平成15年に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもが等しく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることで少子化の進行に歯止めをかけることを目指しました。

平成24年には「子ども・子育て関連3法」を制定し、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを盛り込むとともに、令和元年には幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法」の一部改正が行われました。

さらに、令和4年には「こども基本法」を制定し、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくこととされました。

このような中、本市においては、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目指して、平成27年3月に「第1期備前市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期備前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を積極的に推進してきたところです。

このたび、「第2期備前市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間満了となることに伴い、本市の子ども及び子育て世帯の状況や計画の進捗状況を検証、評価するとともに、子ども・子育て支援に向けた施策を引き続き総合的に推進するため、「第3期備前市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 子ども・子育て支援制度の動向

本計画の策定にあたっては、第1期・第2期計画策定時の考え方を踏まえつつ、国や県から発表される方針等に基づいて改定することとなります。主な政策動向には、以下のような内容があります。

こどもまんなか社会の実現に向けて

令和5年に施行された「こども基本法」に基づき、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態（＝ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すための基本的な方針として、次のことが示されています。

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること。
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと。
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること。
- ④良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること。
- ⑥施策の総合性を確保すること。

こども未来戦略・加速化プラン

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、こども・子育て政策の強化として3つの基本理念が示されました。

- ①若い世代の所得を増やす。（賃上げ、若い女性が活躍できる環境整備など）
- ②社会全体の構造・意識を変える。（育児負担の見直し、地域社会・企業等の意識改革など）
- ③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する。（就労状況に関係なく支援、伴走型支援の強化、貧困、虐待、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこどもなどに対するきめ細かい対応など）

また、これらの実現のための具体的施策が「加速化プラン」として定められ、次の事項について令和8年度までに集中的に取り組むこととされました。（子ども・子育て支援法、児童手当法等の改正が行われ、令和6年10月に一部が施行されました。）

- ①若い世代の所得向上に向けた取組（児童手当の拡充、妊娠・出産時からの支援強化、出産等の経済的負担の軽減、高等教育の負担軽減、子育て世帯への住宅支援）
- ②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（こども誰でも通園制度創設、幼児教育・保育の質の向上、多様なニーズへの対応）
- ③共働き・共育での推進（育児休業取得、時短勤務など柔軟な働き方）

教育振興基本計画

令和5年に国の第4期教育振興基本計画が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとした教育に関する総合計画が策定されました。

ここでも「ウェルビーイングの向上」が言われており、不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人ひとりのウェルビーイングの確保や自己肯定感を基盤として主体性や想像力を育むことによる持続可能な社会の創り手の育成の必要があるとされています。

また、教育活動としては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会への実現に向けた学び・生徒指導、地域や家庭で共に学び合う環境整備などが挙げられています。

岡山いきいき子ども・若者プラン 2025

岡山県では、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」など各種計画の性格を併せ持つ総合的な計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とした「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」の策定が進められています。

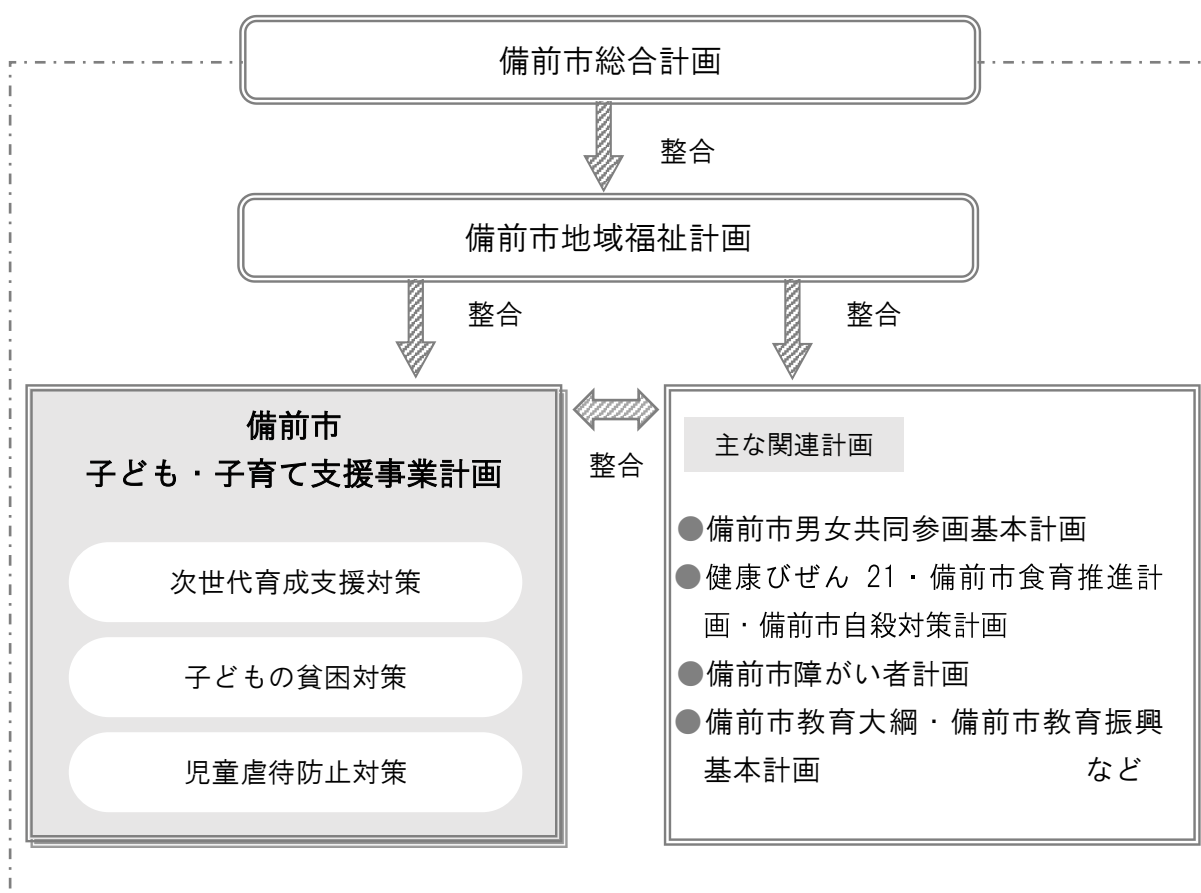
「すべての子ども・若者が『おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった』と思い、笑顔で暮らせる未来に向けて」を基本理念として掲げるとともに、子ども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会の確保を図り、子ども・若者の意見を反映することとしています。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、全ての子育て家庭を対象として、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持つこととしています。

本計画は、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「備前市総合計画」をはじめ「備前市地域福祉計画」、「備前市男女共同参画基本計画」、「健康びぜん21・備前市食育推進計画」、「備前市自殺対策計画」、「備前市障がい者計画」などの諸計画との整合性を図りながら定めます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
	第2期		第3期備前市子ども・子育て支援事業計画						
							評価・ 次期計画策定	次期計画	

なお、本計画の期間中であっても、国の政策や制度変更、情勢の変化などによる見直しは随時行っていきます。

5 計画策定のプロセス

（1）アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、子育てに関する現状や生活実態、本市の施策に関する意見や要望などを把握するため、未就学児や小学生の保護者、小学校5年生・中学校2年生に対するアンケート調査を実施しました。

（2）子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたって、関係者の意見を十分に反映させるため、子育てに関する団体などの代表者や学識経験者により構成される「備前市子ども・子育て会議」を開催し、子育て支援施策等の検討にあたっての貴重なご意見をいただきました。

（3）パブリックコメントの実施

市民の意見を幅広く聴取し計画に反映させるため、ホームページ等で計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

第2章 子ども・子育てをめぐる状況

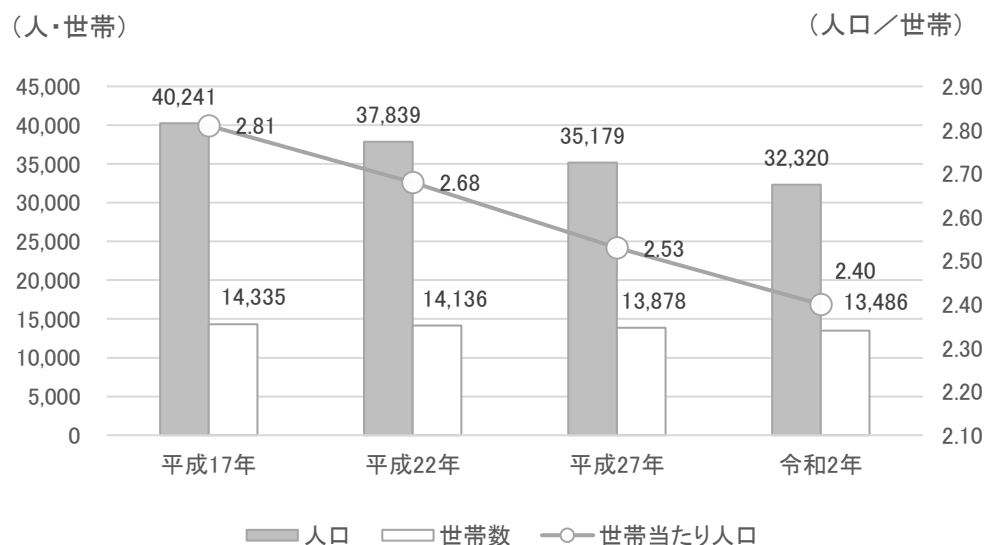
1 統計からみる備前市の状況

(1) 人口・世帯の状況

人口は平成17年の40,241人から令和2年では32,320人へと7,921人減少しています。また、世帯数は13,486世帯となっており、人口と比べて緩やかな減少で推移しています。

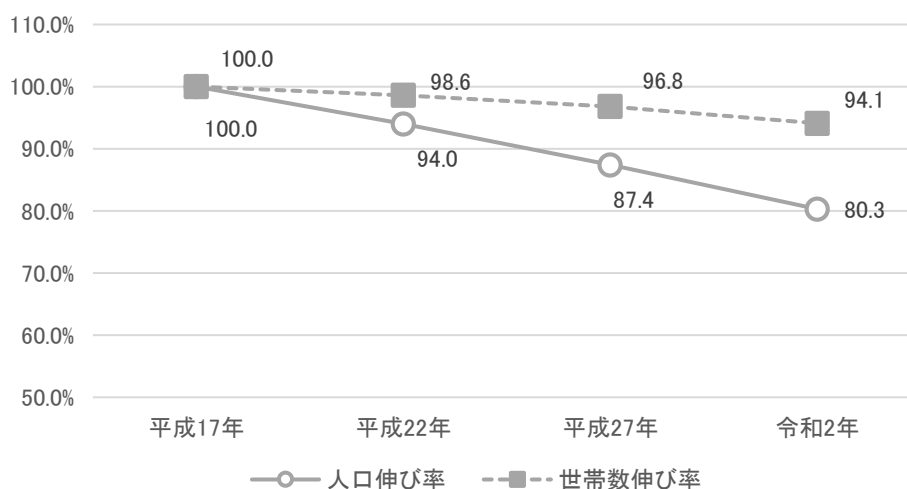
人口は減少しているにもかかわらず、世帯数に大きな変化がみられないため、世帯あたり人数は、平成17年の2.81人から令和2年では2.40人へと減少しています。

■人口及び一般世帯数の推移



資料:国勢調査

■人口・世帯数の伸び率の推移(平成17年を100.0とした数値)

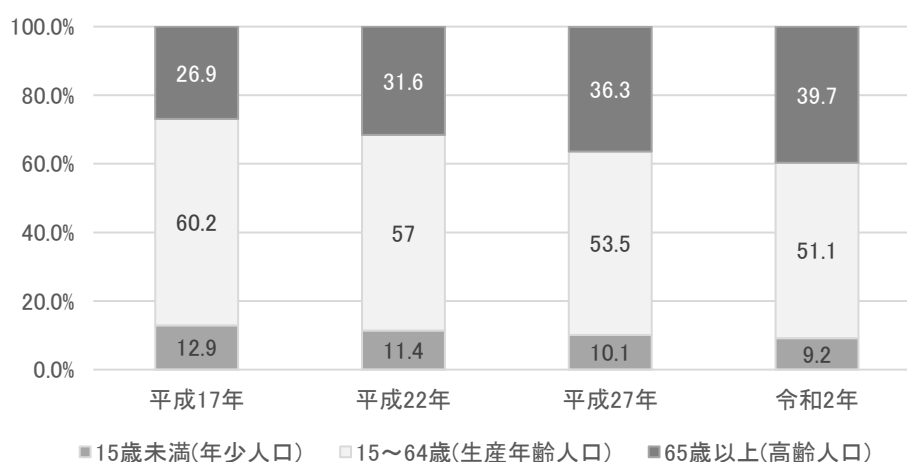


資料:国勢調査

（２）年齢別人口の推移

年齢区分別人口構成は、平成17年では12.9%を占めていた「15歳未満人口」は、令和2年で9.2%と減少しています。一方で65歳以上人口は26.9%から39.7%へと大幅に増加しており、少子高齢化の進行が伺えます。

■年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

（３）人口動態

出生・死亡からみる「自然動態」は死亡人数が出生人数を上回っている自然減にあり、毎年400人台の減少となっています。出生数の減少が目立っています。

また、転入・転出からみる「社会動態」も同様に、転出が転入を上回る社会減となり200人前後の減少となっています。

令和5年の「人口動態」は、自然動態がマイナス479人、社会動態がマイナス175人、合計654人の人口減少となっています。

■人口動態の推移

単位：人

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
令和2年	149	556	△407	955	1,109	△154	△561
令和3年	172	532	△360	803	1,200	△397	△757
令和4年	116	568	△452	926	1,141	△215	△667
令和5年	126	605	△479	949	1,124	△175	△654
令和6年	104	597	△493	1,044	1,198	△154	△647

注) 前年10月から当年9月までの計

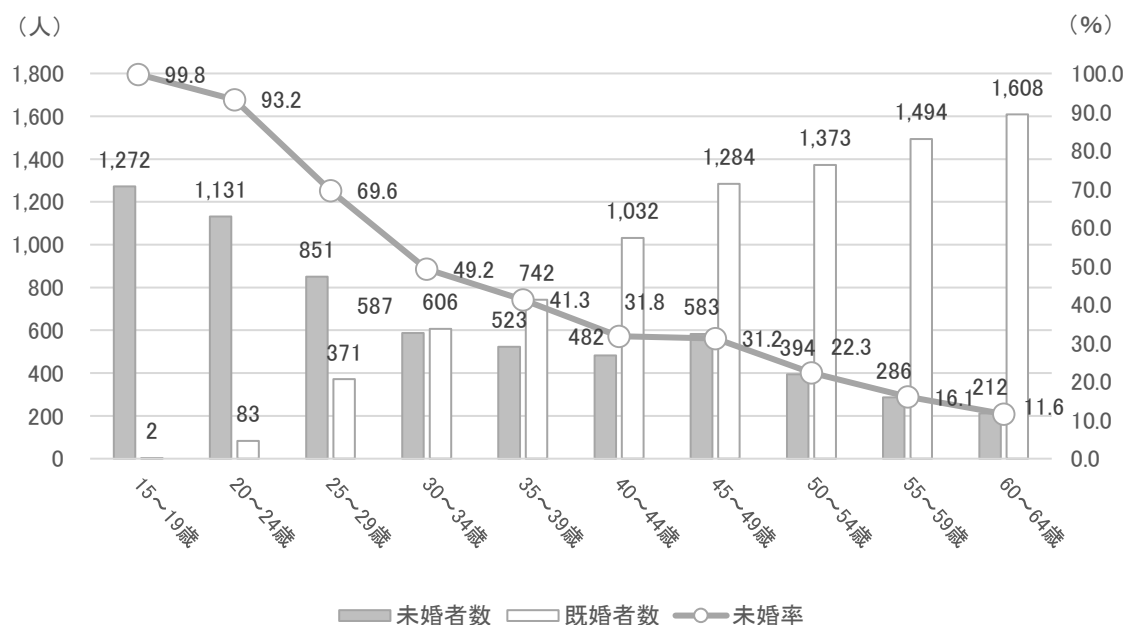
資料：岡山県毎月流動人口調査

（４）婚姻件数等の推移

令和２年の年齢別の未婚率については、25～29歳では69.6%、30～34歳では49.2%、35～39歳では41.3%と、30歳代が婚姻年齢の中心であることが伺えます。

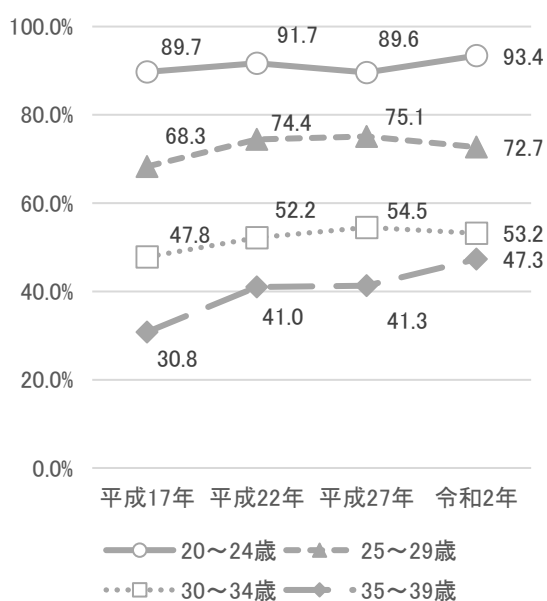
男女の20歳代・30歳代の未婚率の推移をみると、各年齢層において増加傾向で推移しています。

■年齢別既婚者・未婚者の状況(令和2年)

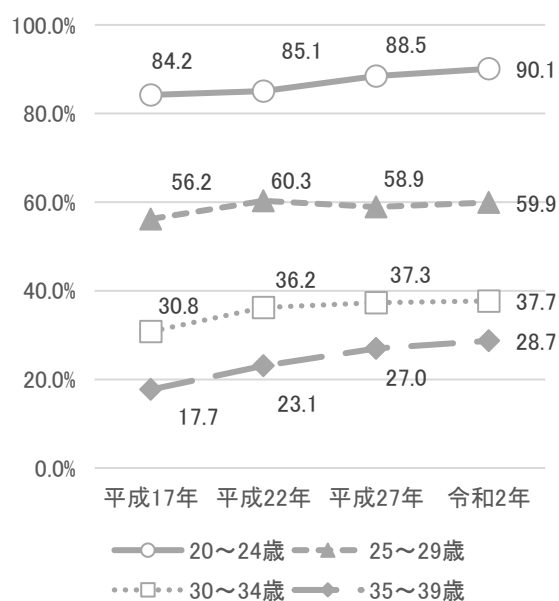


資料：国勢調査

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

（５）世帯構成の状況

世帯は「単独世帯」が増加しており、それ以外の世帯が減少傾向にあります。また、母子世帯及び父子世帯についても減少傾向にあります。

■世帯構成の推移

単位：世帯数

家族類型		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯		2,956	3,358	3,721	4,218
核家族世帯	夫婦のみの世帯	3,509	3,472	3,416	3,332
	夫婦と子どもからなる世帯	4,099	3,644	3,456	3,059
	ひとり親と子どもからなる世帯	1,171	1,284	1,364	1,302
核家族以外の世帯		2,537	2,272	1,785	1,457
非親族を含む世帯		42	81	92	67
類型不詳世帯		－	1	4	9
一般世帯数 計		14,314	14,112	13,838	13,444
(うち)母子世帯		163	201	190	129
(うち)母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)		－	313	296	222
(うち)父子世帯		36	31	29	17
(うち)父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)		－	92	81	63

注) 母(父)子世帯：未婚、死別又は離別の女(男)親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

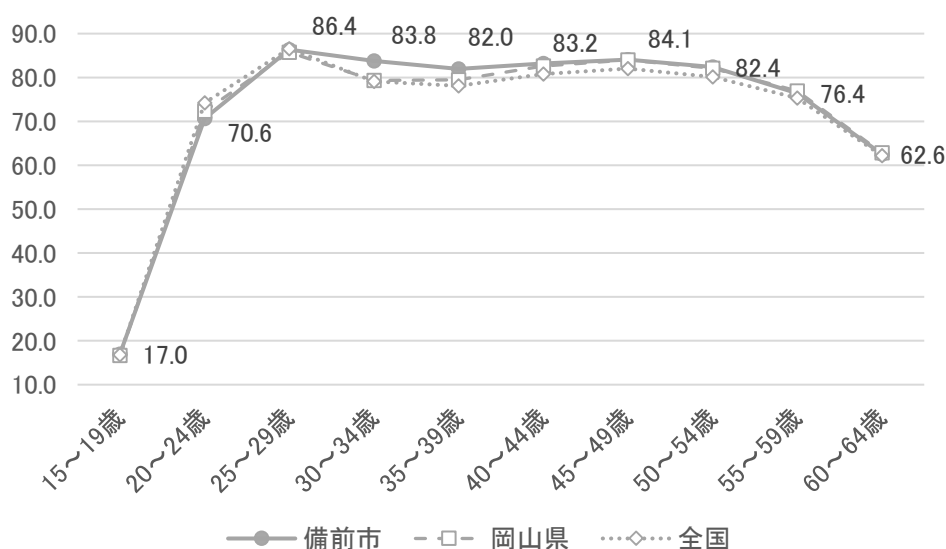
資料：国勢調査

(6) 就労状況

令和2年における女性の年齢別労働力率は、30～54歳にかけて岡山県や全国と比べても高くなっています。

平成27年と比べて全年代で労働力率は増加しており、子育てをしながら働く女性が増加している状況が伺えます。

■女性の年齢別労働力率の全国・県との比較(令和2年)



資料:国勢調査

■女性の年齢別労働力率の推移と比較

単位: %

年齢	備前市		岡山県	全国
	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	13.6	17.0	16.7	16.8
20～24歳	69.3	70.6	72.3	74.2
25～29歳	76.9	86.4	85.8	86.6
30～34歳	70.3	83.8	79.3	79.1
35～39歳	76.9	82.0	79.5	78.1
40～44歳	79.1	83.2	82.6	80.8
45～49歳	81.1	84.1	84.0	82.0
50～54歳	78.1	82.4	82.1	80.2
55～59歳	68.1	76.4	76.9	75.3
60～64歳	49.6	62.6	62.8	62.2

資料:国勢調査

2 教育・保育の状況

(1) 教育・保育施設の状況

市内にある教育・保育施設数は、保育園や幼稚園の認定こども園への移行を順次行い、令和6年度では認定こども園が10園（うち1園は分園）、保育園が私立小規模保育所1園となっており、幼稚園は全園が閉園となっています。また、一部統合が行われた小学校は平成29年度以降10校となっており、中学校は5校となっています。

■教育・保育施設数の推移

単位：園・校

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園	2	2	3	3	1
認定こども園	8	8	8	8	10
幼稚園	0	0	0	0	0
小学校	10	10	10	10	10
中学校	5	5	5	5	5

注1) 保育園については、令和4年度から私立（小規模保育所）1園を含む。

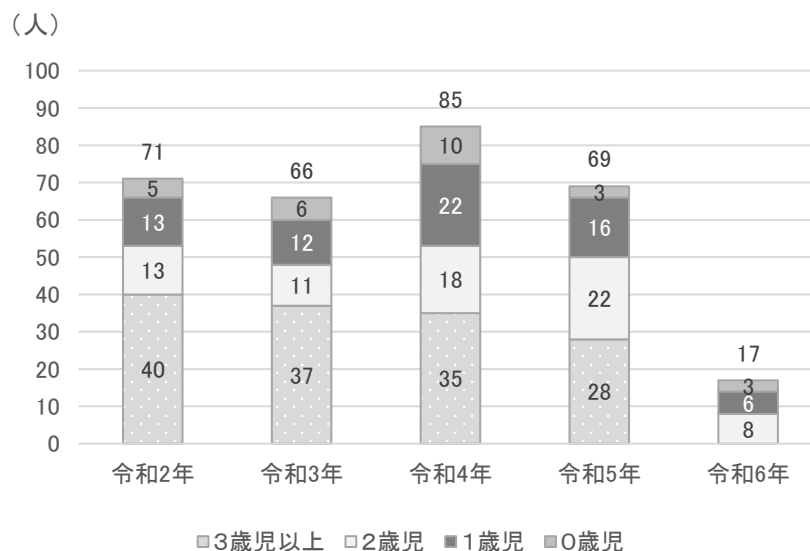
注2) 認定こども園については、令和6年度から分園1園を含む。

資料：幼児教育課・小中一貫教育課

（２）保育園の状況

保育園入園児童数の状況は、令和２年度から西鶴山保育園、大内保育園を除き、認定こども園へ移行したことからそれ以前と比較して大幅に減少しており、施設数については、令和６年度に全ての市立保育園が認定こども園へ移行したため、私立（小規模保育所）の１園となっています。

■保育園入園児童数の推移



資料：幼児教育課（各年4月1日）

■保育園の概況

		単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
経営別 施設数	市立	園	2	2	2	2	0
	私立	園	0	0	1	1	1
保育士数		人	24	24	22	17	0
学齢前児童数		人	1,119	1,051	985	918	838
入園児童数		人	71	66	85	69	17
定員		人	108	108	127	127	19
入園率		%	6.3	6.3	8.6	7.5	2.0

注１）私立の１園は小規模保育所

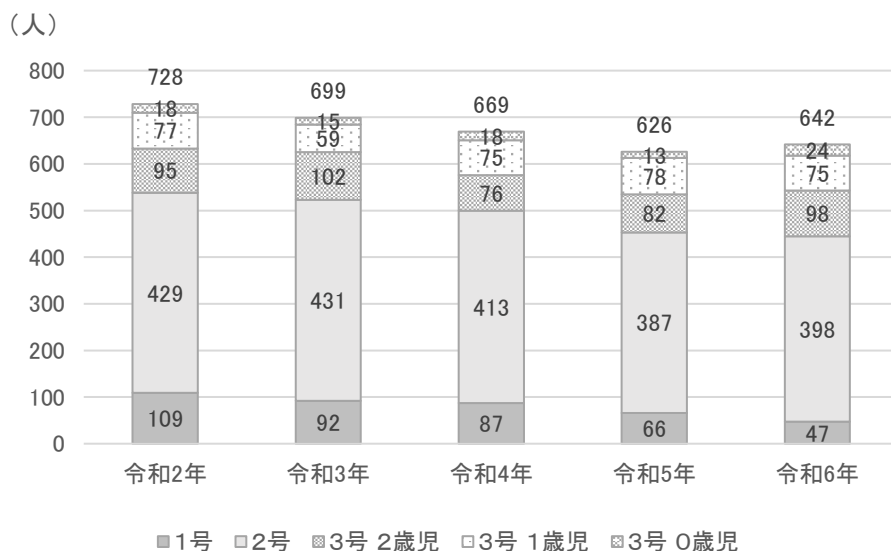
注２）保育士数については、市立のみ

資料：幼児教育課（各年4月1日）

(3) 認定こども園の状況

認定こども園入園児童数の状況は、認定こども園への移行が進んだことにより令和2年度に大幅に増加しましたが、少子化の傾向から徐々に減少しています。利用者の多くは保育利用の2号・3号認定利用となっており、1号認定利用が減少傾向にあります。

■認定こども園入園児童者数の推移



資料：幼児教育課(各年5月1日)

■認定こども園の概況

単位：人

園名		区分	定員	入園児童数				
				令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市立	西鶴山	1号	6					2
		2号・3号	42					32
	香登	1号	15	12	4	7	8	6
		2号・3号	75	50	52	45	40	43
	大内(分園)	1号	3					0
		2号・3号	27					17
	伊部	1号	44	28	26	20	16	12
		2号・3号	201	156	161	144	149	155
	片上	1号	18	12	13	12	11	6
		2号・3号	69	54	54	56	47	49
	伊里	1号	15	18	13	13	6	6
		2号・3号	116	85	85	88	86	77
	東鶴山	1号	10	4	5	5	5	1
		2号・3号	35	24	20	20	19	17
	三石	1号	15	6	11	9	5	0
		2号・3号	51	39	36	35	33	31
	日生	1号	20	19	12	11	6	9
		2号・3号	138	118	107	114	109	94
	吉永	1号	15	10	8	10	9	5
		2号・3号	134	93	92	80	77	80
計		1号	161	109	92	87	66	47
		2号・3号	888	619	607	582	560	595

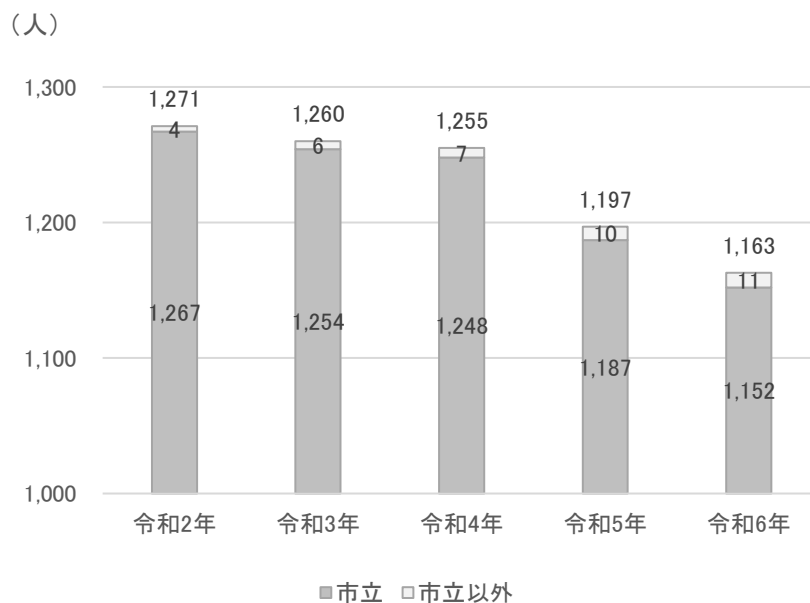
注) 定員は令和6年4月1日時点

資料：幼児教育課(各年5月1日)

(4) 小学校の状況

小学校の状況は、令和6年5月1日時点で市立小学校に1,152人の児童が在籍しており、減少傾向に拍車がかかっています。また、学級当たり児童数は、学校により大きな差がある状況です。

■小学校児童数の推移



資料:教育総務課(各年5月1日)

■小学校の概況(令和6年度)

単位:人

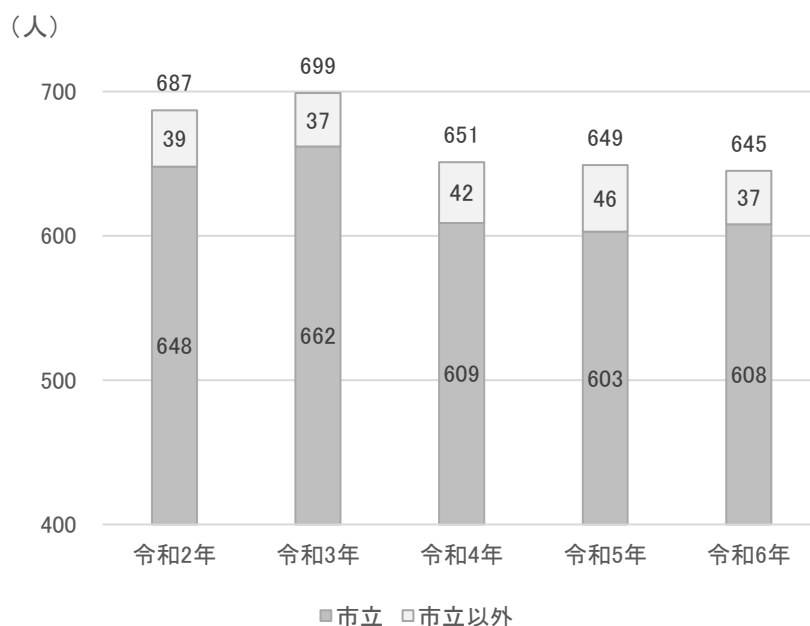
学校名	学級数	児童数			1学級あたり 児童数
		総数	男	女	
西鶴山	5	40	24	16	8.0
香登	7	104	48	56	14.9
伊部	14	291	147	144	20.8
片上	8	100	50	50	12.5
伊里	10	162	68	94	16.2
東鶴山	4	40	22	18	10.0
三石	8	66	31	35	8.3
日生西	8	95	50	45	11.9
日生東	8	104	47	57	13.0
吉永	10	150	78	72	15.0
市立小学校以外		11	7	4	-
計		1,163	572	591	-

資料:教育総務課(令和6年5月1日)

（５）中学校の状況

中学校の状況は、令和6年5月1日時点で市立中学校に608人の生徒が在籍しており、減少傾向にあります。また、小学校と比較して、市立中学校以外に在籍する生徒の割合が高くなっています。

■中学校生徒数の推移



資料：教育総務課（各年5月1日）

■中学校の概況（令和6年度）

単位：人

学校名	学級数	生徒数			1学級あたり 生徒数
		総数	男	女	
備前	13	302	156	146	23.2
伊里	4	64	32	32	16.0
三石	5	32	20	12	6.4
日生	5	108	65	43	21.6
吉永	6	102	54	48	17.0
市立中学校以外		37	19	18	—
計		645	346	299	—

資料：教育総務課（令和6年5月1日）

3 ニーズ調査結果の概要

「備前市子ども・子育て支援事業計画」において、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、保護者が子育てについて日頃考えていることなどを計画に反映するために実施しました。

◆調査設計

調査地域	備前市内
調査対象者	就学前児童及び市立小学校児童の保護者の皆様並びに市立小学校5年生及び中学校2年生（令和6年7月18日時点）
対象者数	就学前児童保護者 849 人 市立小学校児童保護者 1,152 人 市立小学校 5 年生 203 人 市立中学校 2 年生 226 人
調査期間	令和6年7月19日から同年9月13日まで
調査方法	郵送及び認定こども園・学校等関係機関を通じての依頼によるオンライン回答

◆回収数と回収率

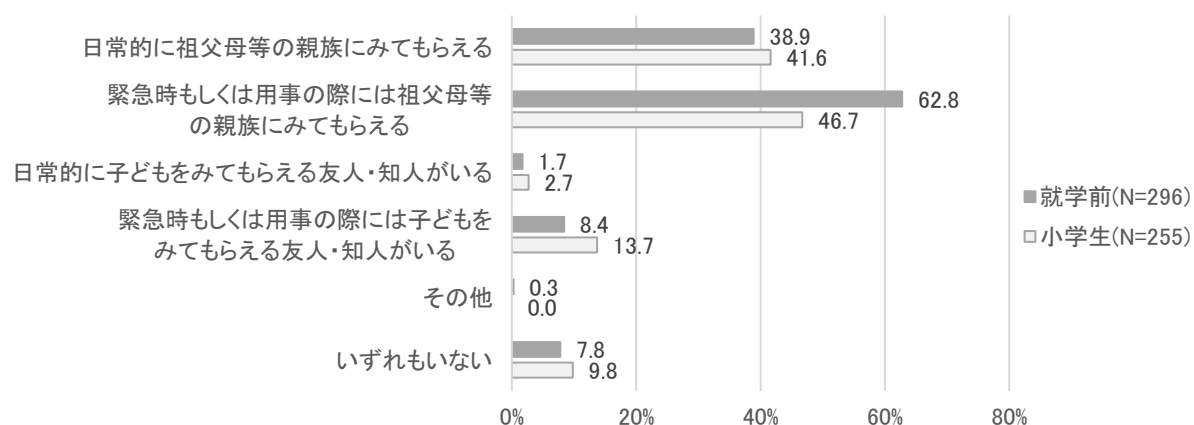
調査票	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者用調査票	849 人	296 票	34.9%
小学生保護者用調査票	1,152 人	255 票	22.1%
小学校児童・中学校生徒用	429 人	240 票	55.9%
合計	2,430 票	791 票	32.6%

(1) 家庭の状況

① 日ごろ、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

日ごろ、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前・小学生ともに緊急時等又は日常的に祖父母等の親族にみてもらっている人の割合が高くなっています。

■日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人の有無(複数回答)



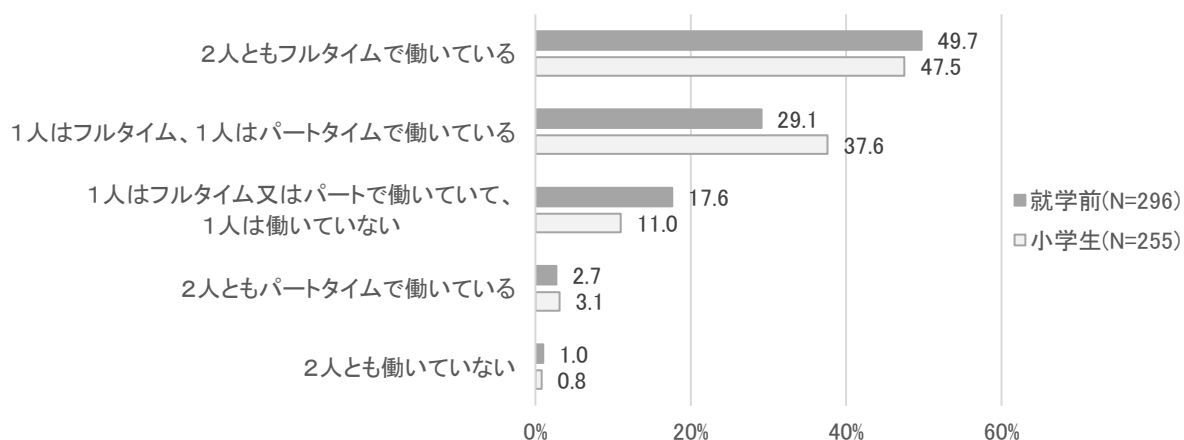
② 保護者の就労の状況

保護者の現在の就労状況をみると、就学前・小学生ともに「2人ともフルタイム」「1人はフルタイム、1人はパートタイム」の共働きが合わせて8割前後を占めています。

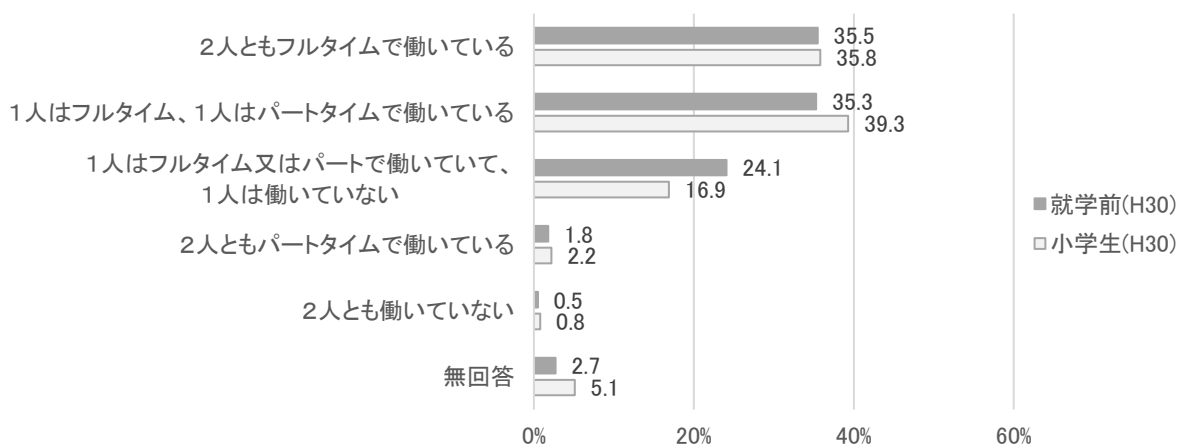
また、前回調査と比較して、「2人ともフルタイムで働いている」割合が大きく伸びています。

1年以内の就労希望をみても、共働きを希望する割合が高い傾向がみられます。

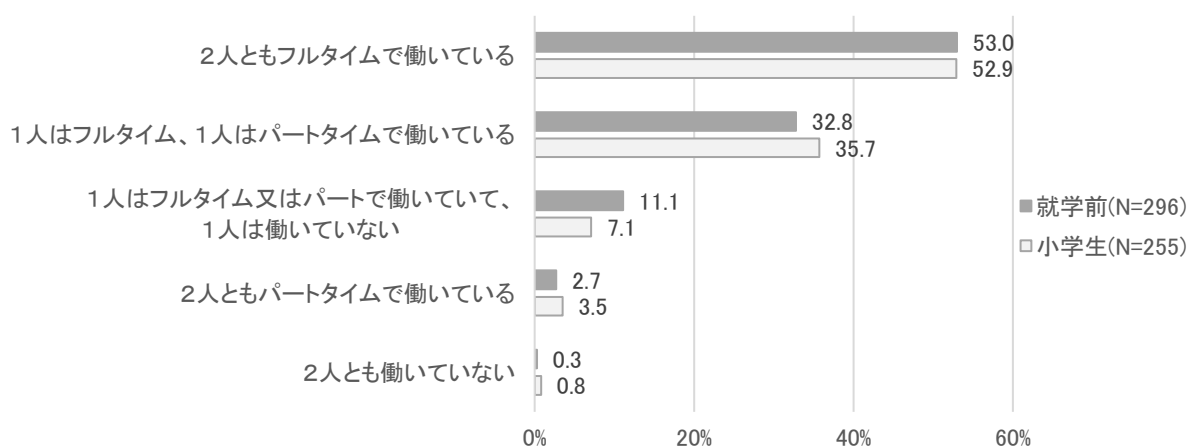
■保護者の『現在の就労状況』(単数回答)



【参考】前回調査(平成 30 年度)



■保護者の『1年以内に希望する就労状況』(単数回答)

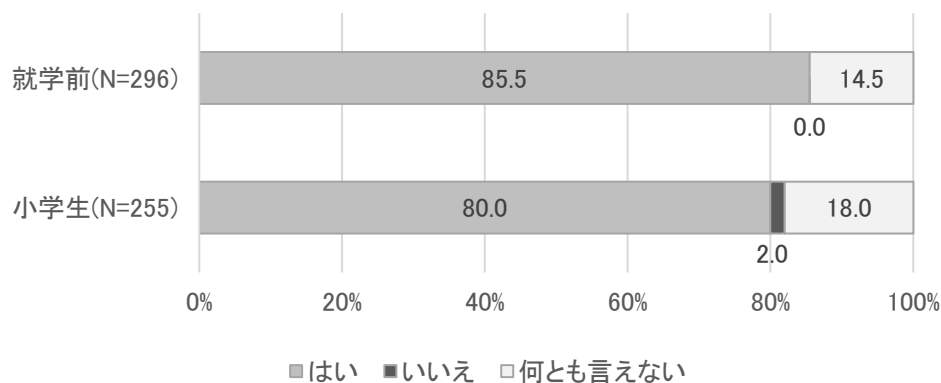


③ 子育てに対する意識の状況

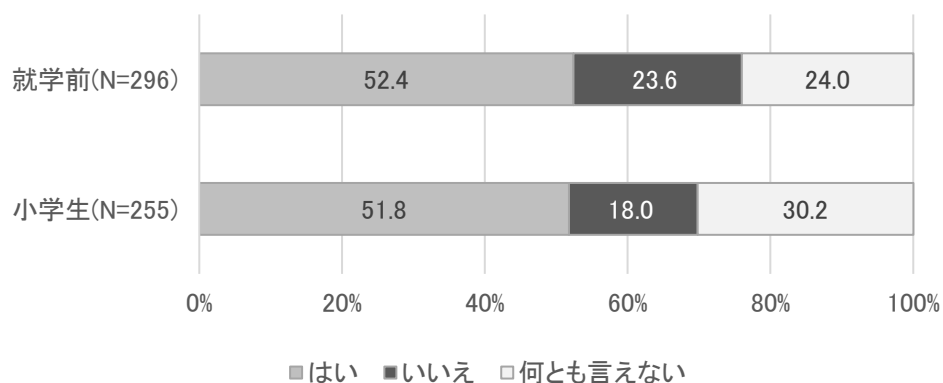
子育ての楽しさについて、「はい（楽しい）」が就学前で85.5%、小学生が80.0%と高くなっていますが、小学生で若干ながら割合が低くなっています。

子育てへの自信について、就学前・小学生ともに「はい（自信が持てない）」が約5割と高くなっています。前回調査からも大きく増えています。

■子育ては楽しいと思うか(単数回答)



■子育てに自信が持てないことがあるか(単数回答)

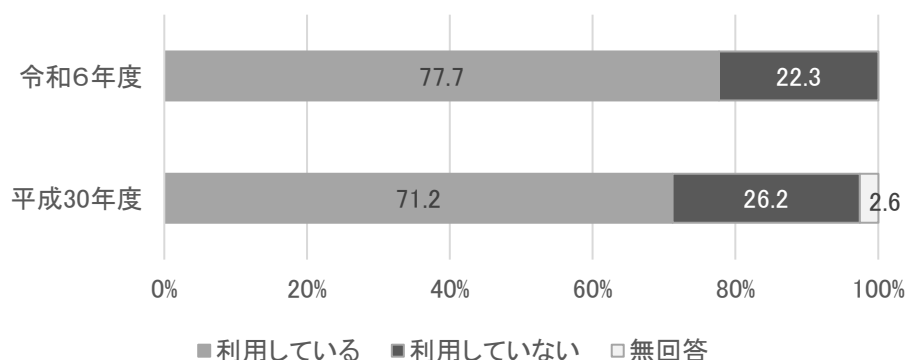


(2) 教育・保育の利用状況

① 教育・保育事業の利用状況

現在の教育・保育事業の利用状況は、77.7%が「利用している」状況となっています。前回調査の就学前と比較してみると、「利用している」割合は高くなっています。

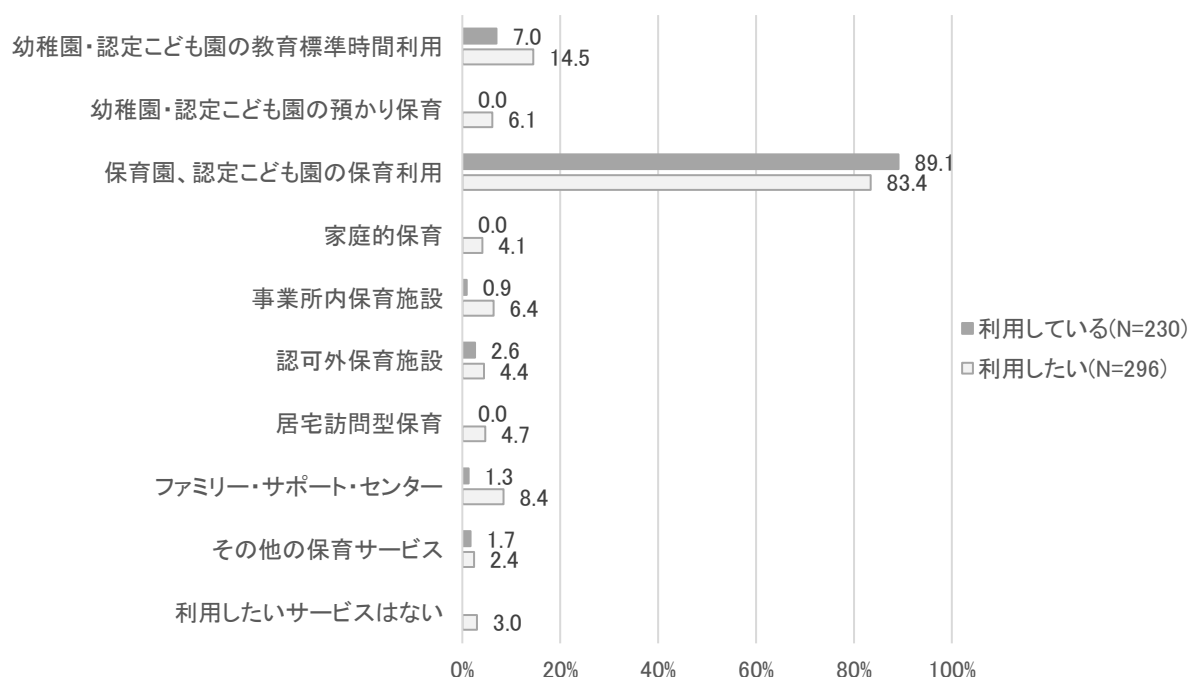
■現在の「定期的な教育・保育事業」の利用状況(単数回答 前回調査との比較 就学前児童)



② 利用している教育・保育事業及び今後の利用希望

現在と今後の希望ともに「保育園、認定こども園の保育利用」が8割台で高くなっています。また、認定こども園入園児童者数の推移にも表れていますが、前回調査と比較して、「保育園、認定こども園の保育利用」(2・3号認定利用)の割合が上がり、「幼稚園・認定こども園の教育標準時間利用」(1号認定利用)が下がっています。

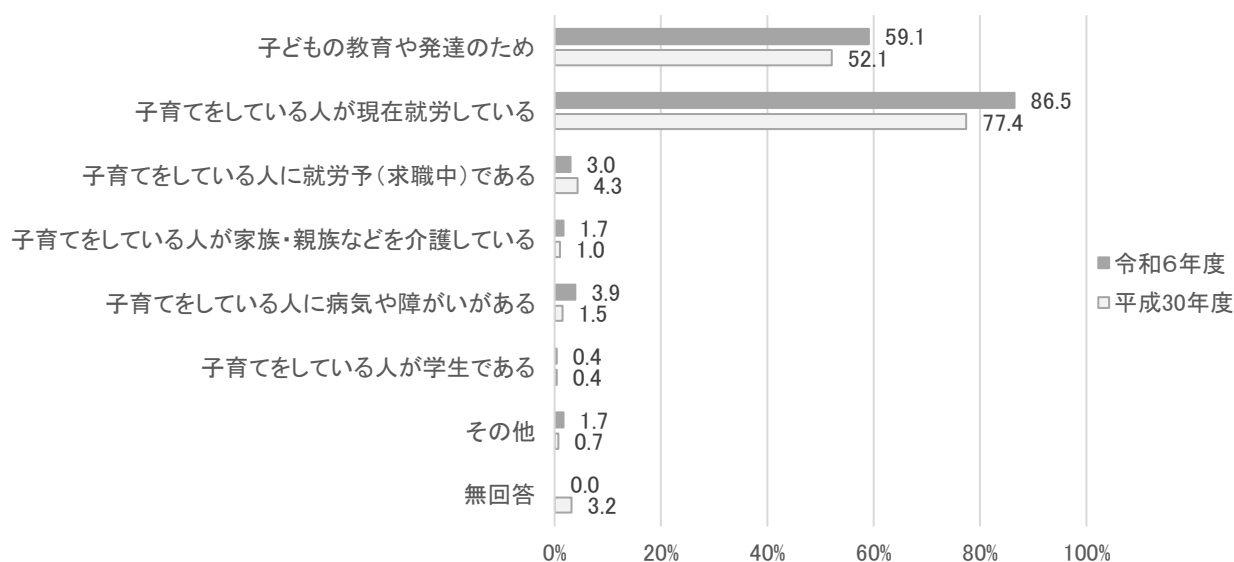
■利用している教育・保育事業及び今後の利用希望(複数回答 就学前児童)



サービス利用の理由としては、「子どもの教育や発達のため」、「子育てをしている人が現在就労している」の割合が高くなっています。

前回調査との比較では、「子育てをしている人が現在就労している」の割合が上がっています。

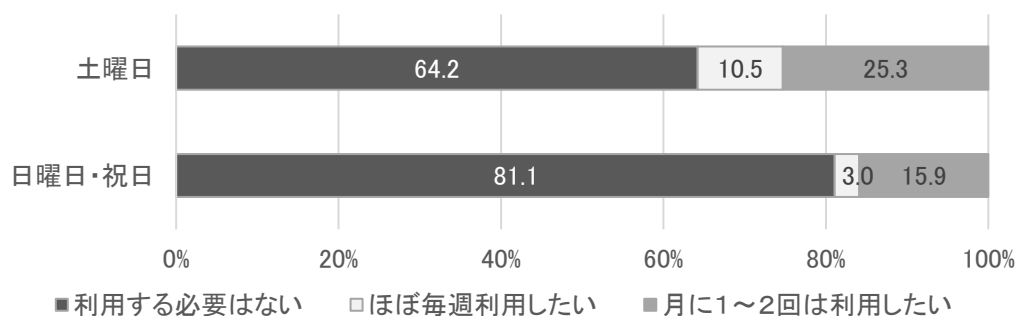
■サービスを利用している、または利用したい理由(複数回答 前回調査との比較 就学前児童)



③ 土・日・祝日の保育の利用ニーズの状況

『土曜日』の保育ニーズは35.8%、『日曜日・祝日』は18.9%となっています。
前回調査との比較では、あまり変化はありません。

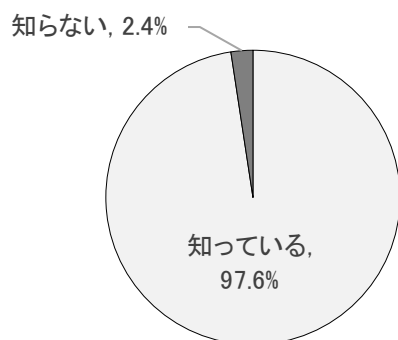
■『土曜日』、『日曜日・祝日』の保育園・認定こども園などの施設やサービスの利用希望（単数回答 就学前児童）



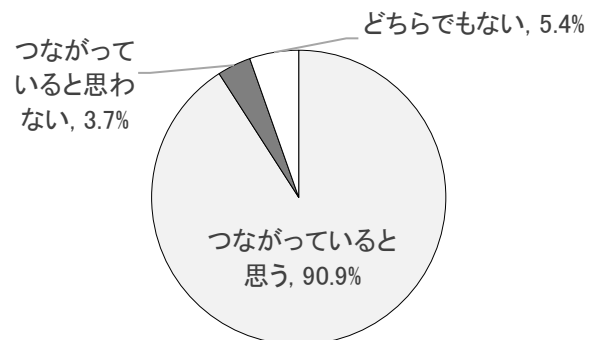
④ 保育料無償化に関する意識の状況

備前市の保育料無償化について9割以上の大半が知っており、子育て支援の充実につながっていると思っている人も9割を超えています。

■備前市が保育料を無償化していることを知っているか（単数回答 就学前児童）



■備前市の保育料無償化は、子育て支援の充実につながっていると思うか（単数回答 就学前児童）



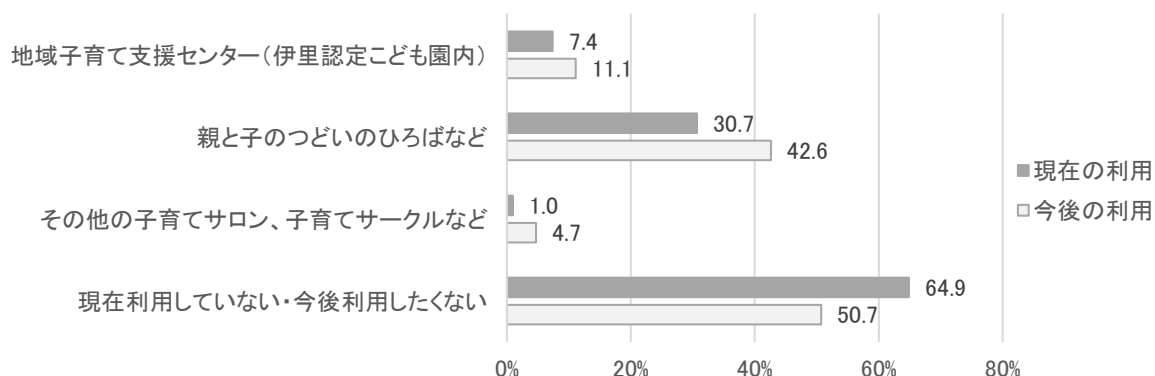
(3) 子育て支援拠点施設の利用状況

① 子育て支援拠点施設等の利用状況

子育て支援拠点施設等の利用は「親と子のつどいのひろばなど」が30.7%で、64.9%が「現在利用していない」状況となっています。

今後の利用意向をみると、各場所における利用希望が現在の利用より若干高くなっています。

■子育て支援拠点施設や親と子のつどいのひろばなどの利用状況・利用希望(複数回答 就学前児童)

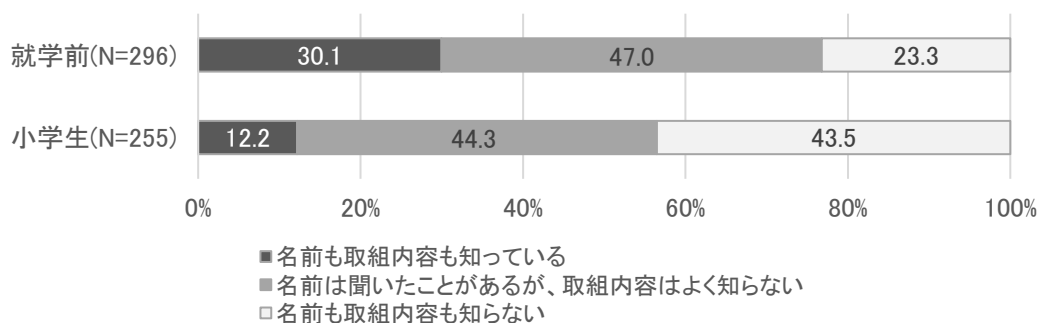


② すこやかびぜん(備前市こども家庭センター)の利用状況

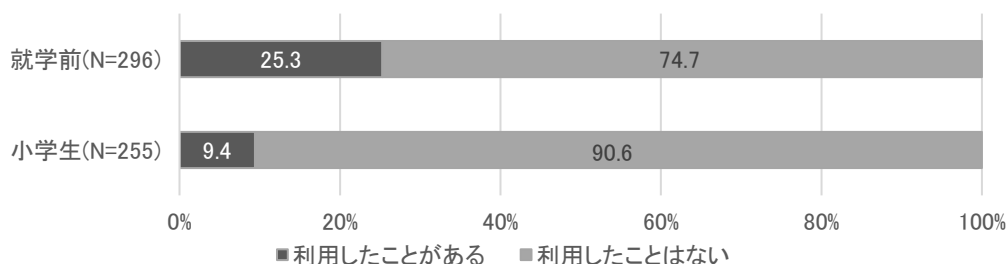
「すこやかびぜん」の認知度は就学前で30.1%、小学生で12.2%となっています。

また、「すこやかびぜん」を利用したことがある割合は就学前で25.3%、小学生で9.4%となっています。

■すこやかびぜん(備前市こども家庭センター)の認知度(単数回答)



■すこやかびぜん(備前市こども家庭センター)の利用状況(単数回答)



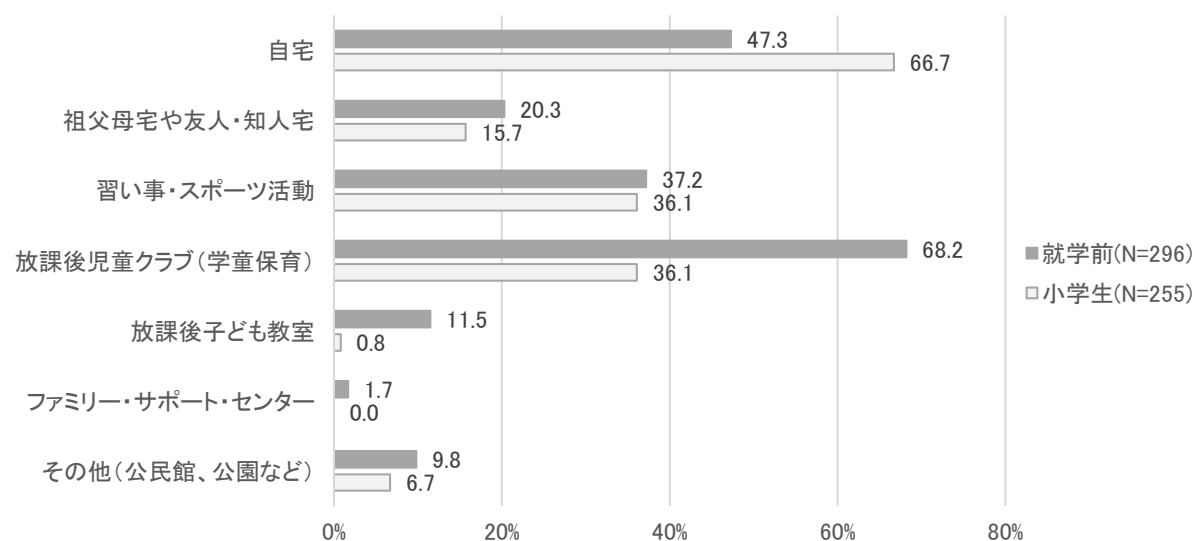
（４）放課後の過ごし方の状況

① 放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方

就学前の児童が小学生になったときの放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が68.2%、「自宅」が47.3%と高くなっています。

小学生の現在の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が66.7%、「習い事・スポーツ活動」と「放課後児童クラブ（学童保育）」がそれぞれ36.1%となっています。

■就学前児童では小学校の放課後をどう過ごしたいか、また、小学生は現在放課後をどう過ごしているか（複数回答）

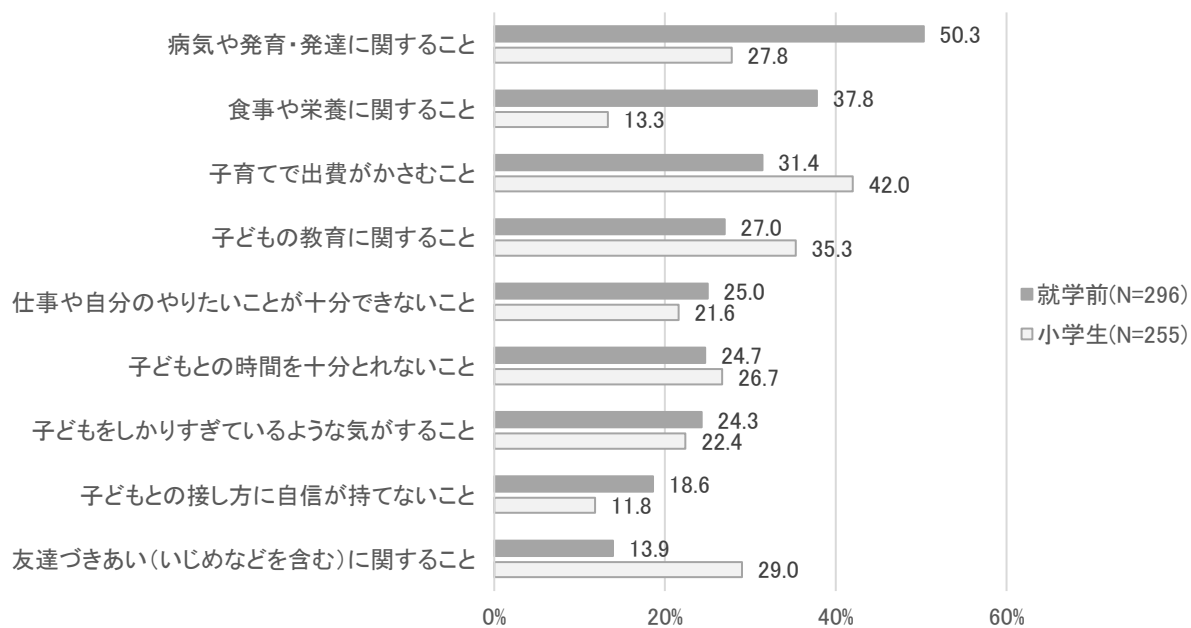


(5) 情報提供・相談相手の状況

① 子育てに関する悩みの状況

子育ての悩みについて、就学前では「病気や発育・発達に関すること」が50.3%、「子どもをしかりすぎているような気がする」が37.8%で高く、小学生では「子育てで出費がかさむこと」が42.0%、「子どもの教育に関すること」が35.3%で高くなっています。

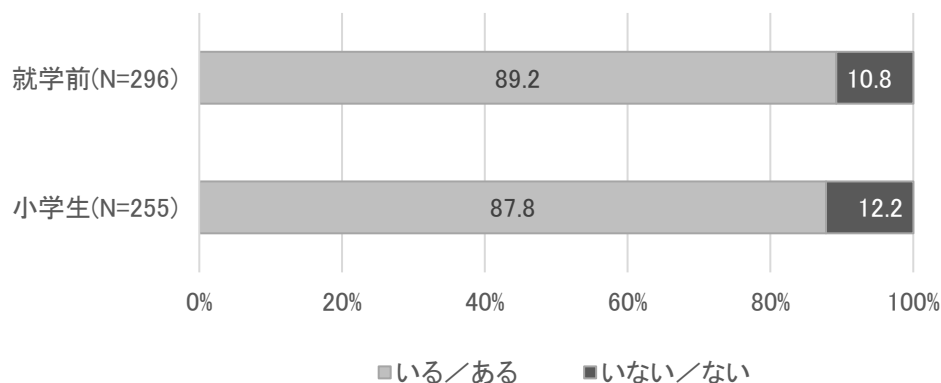
■子育てに関して悩んでいることまたは気になること(複数回答 上位9項目)



② 相談相手の状況

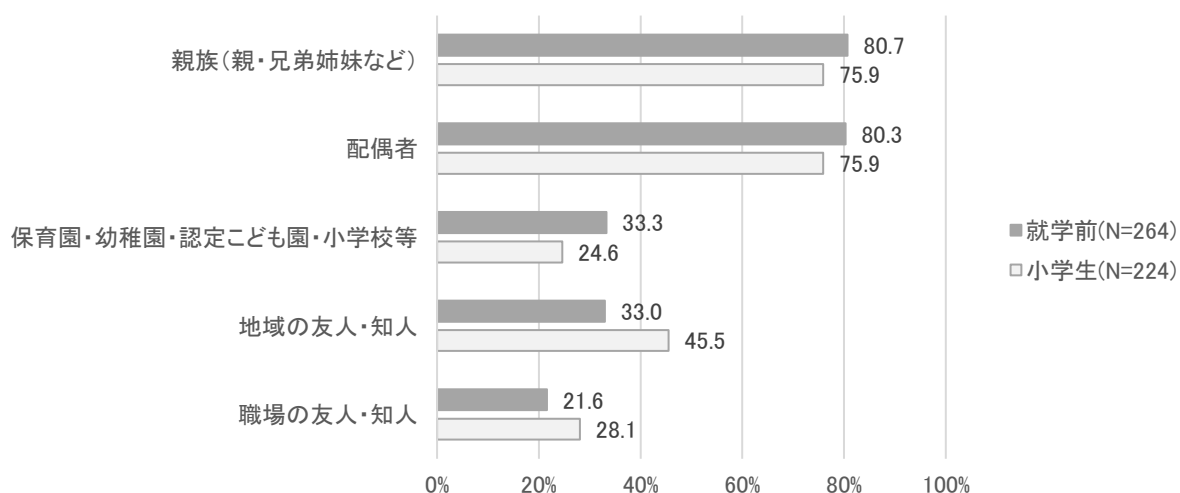
相談相手の有無は就学前・小学生とも「いる／ある」が約9割で高くなっています。

■子育てをする上で気軽に相談できる人・相談できる場所の有無(単数回答)



相談相手・場所をみると、就学前・小学生ともに「親族」や「配偶者」が高くなっています。
「保育園・幼稚園・認定こども園・小学校等」の子どもが利用している施設を相談相手にしている割合が3割前後みられます。

■気軽に相談できる相手・場所(複数回答 上位5項目)

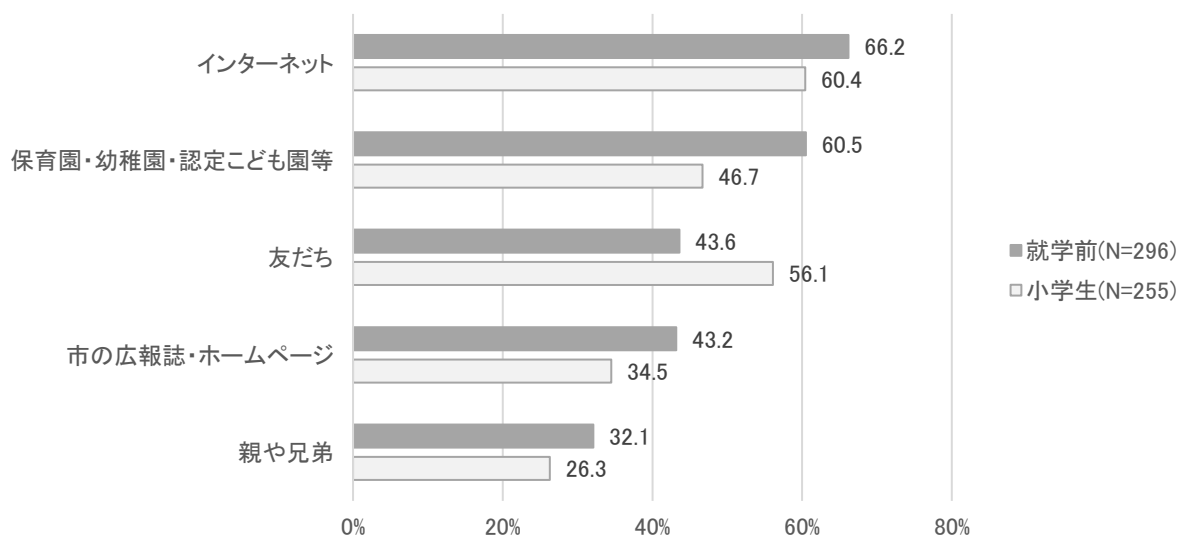


③ 情報提供の状況

子育ての情報入手先として就学前・小学生ともに「インターネット」が約6割で最も高くなっています。

市の広報紙・ホームページを活用している人も4割前後みられます。

■子育てに関する情報の入手先(複数回答 上位5項目)



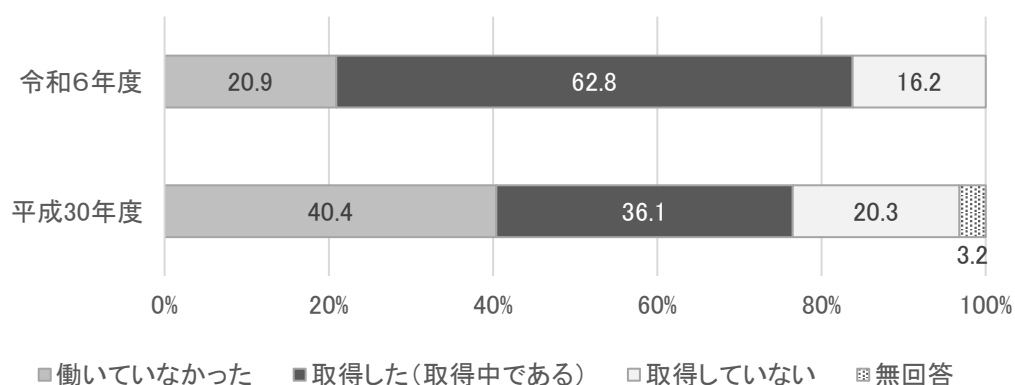
（６）仕事と家庭の両立の状況

① 育児休業等の取得状況

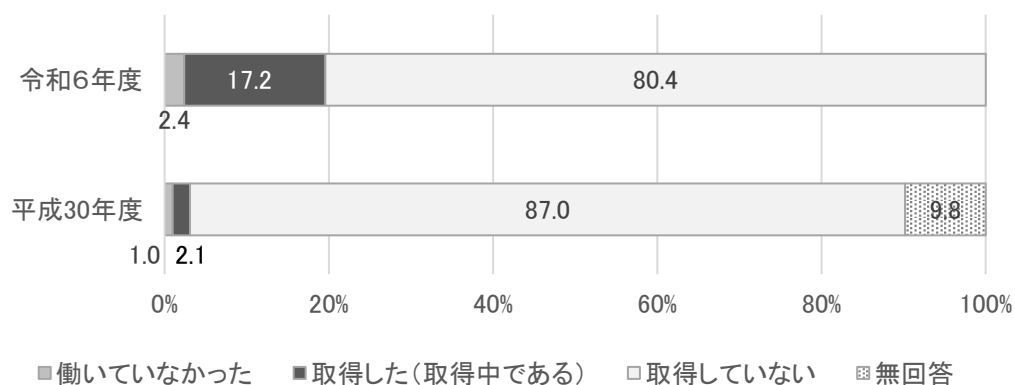
母親の育児休業の取得は62.8%が「取得した（取得中である）」となっており、前回調査と比べて取得している割合が大きく増えています。

父親の育児休業は17.2%が「取得した（取得中である）」となっており、前回調査と比べて高くなっています。

■『母親』の、子どもが生まれたときの育児休業等取得状況(単数回答 前回調査との比較 就学前児童)



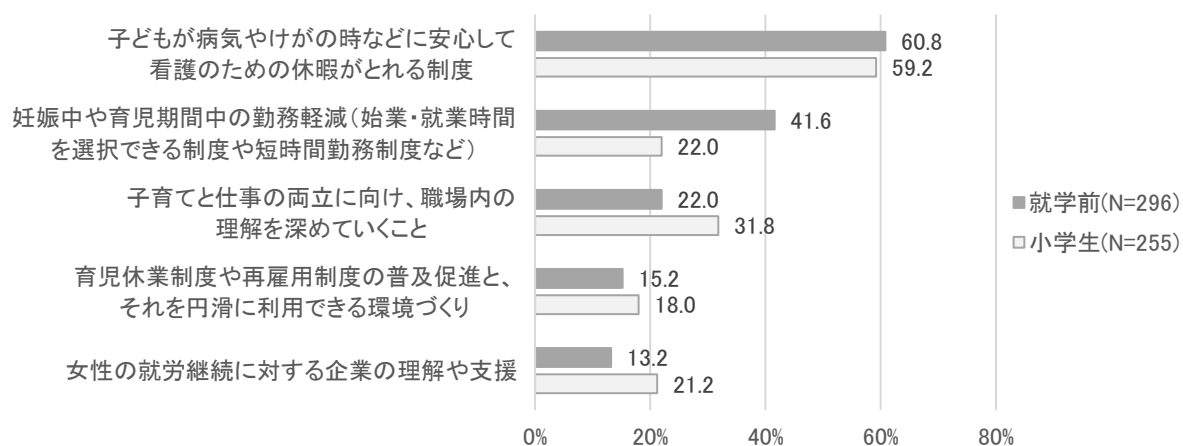
■『父親』の、子どもが生まれたときの育児休業等取得状況(単数回答 前回調査との比較 就学前児童)



② 仕事と子育ての両立支援で企業に求めること

仕事と子育ての両立支援で企業に取り組んでほしいこととして、就学前・小学生ともに「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」の割合が6割前後で高くなっています。

■仕事と子育ての両立支援を図るため、どのような制度や支援策を企業などに取り組んでほしいか（複数回答 上位5項目）

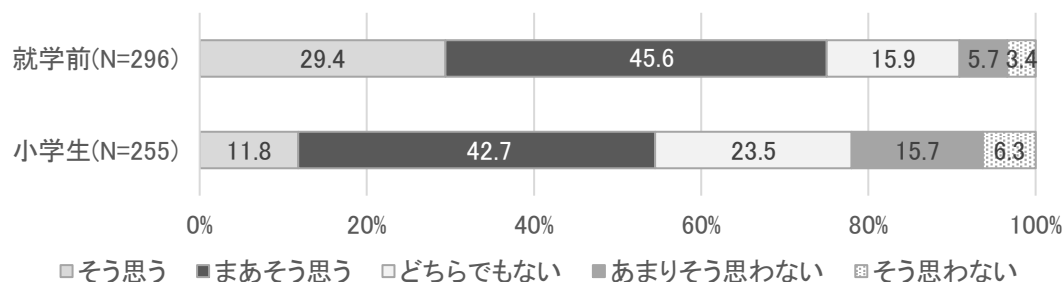


（7）備前市の子育て支援の満足度

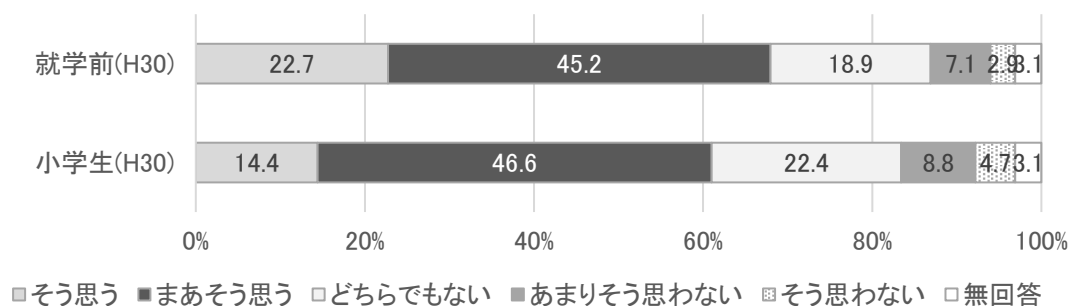
① 備前市の子育てのしやすさの意識

備前市は子育てしやすいかについて「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合は、就学前で75.0%、小学生で54.5%となっており、就学前で子育てしやすいと感じる人が多い状況がみられます。また、前回調査と比較して就学前で増加し、小学生で若干減少しています。

■備前市は子育てがしやすいまちだと思うか（単数回答）

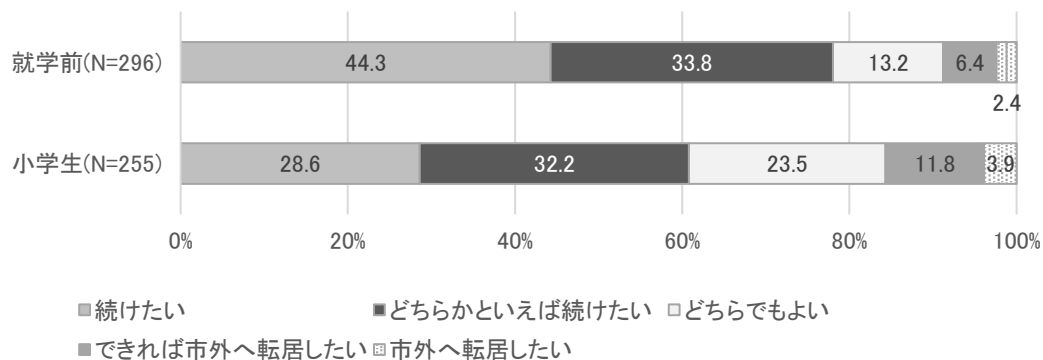


【参考】前回調査(平成 30 年度)

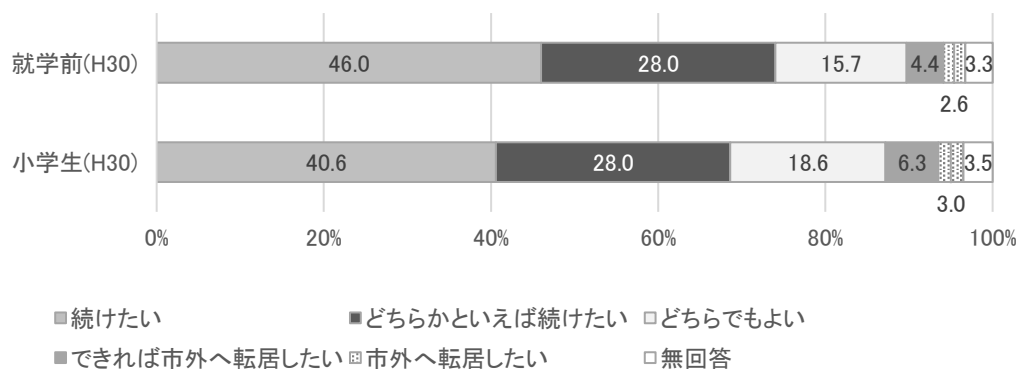


今後も備前市で子育てを続けたいかについて、「続けたい」と「どちらかといえば続けたい」を合わせた割合は、就学前78.1%、小学生60.8%となっています。また、小学生では前回調査から若干減少しています。

■今後も備前市で子育てを続けたいと思うか(単数回答)



【参考】前回調査(平成 30 年度)

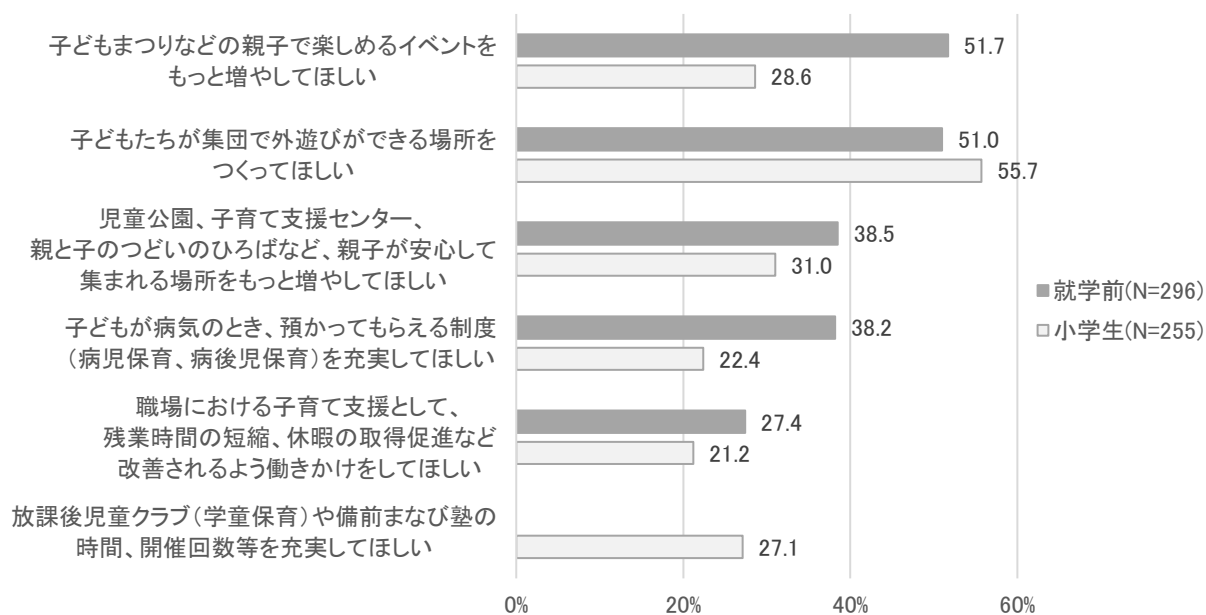


(8) 充実してほしい子育て支援の状況

① 今後希望する子育て支援

今後希望する子育て支援をみると、就学前・小学生ともに「子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい」が約5割で高くなっています。また、就学前では「子どもまつりなどの親子で楽しめるイベントをもっと増やしてほしい」が51.7%で最も高くなっています。

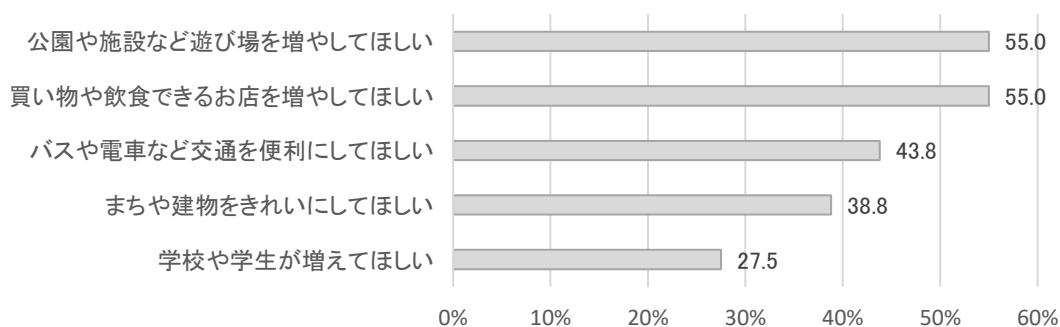
■今後希望する子育て支援(複数回答 上位5項目)



② 住んでいる地域に求めること(小学校5年生・中学校2年生)

小学校5年生及び中学校2年生の回答では、「公園や施設など遊び場を増やしてほしい」と「買い物や飲食できるお店を増やしてほしい」がそれぞれ55.0%で最も高くなっています。次いで「バスや電車など交通を便利にしてほしい」、「まちや建物をきれいにしてほしい」が続いています。

■住んでいる地域でもっと良くなってほしいこと(複数回答 上位5項目 小学校5年生・中学校2年生)



4 第2期備前市子ども・子育て支援事業計画の評価

基本目標1 地域で守る子どもの権利 一人ひとりが豊かに育つ環境の継承

(1) 地域における子育て支援の充実

① 情報提供・相談体制と親子が集える場の充実

子育て支援拠点事業・つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業）を直営（子育て支援センター）1か所、委託4か所と出張ひろば3か所で実施するとともに、広報やホームページへの掲載、情報紙の発行など、情報提供の充実に努めました。

また、相談体制として、子育て支援拠点や子育て世代包括支援センター（すこやかびぜん）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業で妊娠、出産、育児に関する相談に対応し、助言やサービス紹介など不安の解消に努めました。

② 特定教育・保育施設等の環境整備

本市ではこれまでに認定こども園への移行が進められ、令和6年4月では市内に10園（うち1園は分園）となりました。また、吉永病院や近隣市町との連携による病児・病後児保育事業の実施や令和4年4月に私立保育園（小規模保育所）1園が開園するなど、保育サービスの充実に努めてきました。

また、平成29年度からの保育料無償化以降、待機児童の発生が課題となっていました。保育士確保などの取組により、令和6年4月現在では待機児童はゼロとなっています。

③ 一時的に子どもを預けることのできる場の確保

核家族やひとり親家庭が多くなっている中、仕事や急な用事、保護者自身のリフレッシュなどのため、一時的に子どもの面倒を見てもらえる場として、認定こども園3か所での一時保育及び地域子育て支援拠点1か所での一時預かり事業を実施しました。

④ 子育てにかかる経済的負担の軽減

子育ての不安を解消するため、保育料無償化、子ども医療費給付、未熟児養育医療給付、弱視等治療用眼鏡等購入費補助のほか、出産・育児応援給付金、家庭育児応援金の支給など、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めました。

(2) 子どもや家族の健康の確保と増進

これまで「子育て世代地域包括支援センター（すこやかびぜん）」を中心的な窓口としていましたが、令和6年4月には関係法令の改正により「こども家庭センター（すこやかびぜん）」を設置し、引き続き母子保健機能を担うとともに児童福祉機能も合わせて実施しています。

また、妊婦及び乳児一般健康診査、妊婦歯科検診、産婦健康診査、乳幼児健康診査などの実施のほか、かみかみ離乳食と歯の教室、マザースクール、すこやか相談などの事業の実施により産前・産後の子どもと家族の心身の健康の保持増進を図りました。

(3) 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

① 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保こ小連携)の推進

園において合同運動会、合同土曜保育を実施するなど、園の枠組みを超え交流を行ったほか、園児の小学校生活への期待を高められるよう、一日入学、就学時健診等の行事を通じて小学校5年生児童と年長児の交流を行いました。

さらに、学校区ごとの職員の連絡会、保・こ・小・中の職員が参加する研修などを実施したほか、保・こ・小が連携して接続カリキュラムを作成するなど、円滑な接続に努めました。

また、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを健やかに育む開かれた園・学校づくりを引き続き推進しており、学校・園の公開や地域ボランティアによる野菜の栽培や清掃活動など、取組の充実を図りました。

② 放課後児童クラブと既存事業等との連携

20歳代、30歳代の女性の労働力率の増加傾向からも、放課後児童クラブのニーズは高まっており、登録児童の割合は増加しています。そのような中、各クラブでは利用者のアンケートに基づきニーズに沿った取組を行うとともに、特別な配慮を要する児童の受入れ体制も充実を図っています。

また、様々な実施方法による放課後の居場所づくりとして、令和6年9月から放課後子ども教室を東鶴山小学校、三石小学校の2か所で開始しました。

基本目標2 地域で支えるこころのゆとり 仕事と子育ての調和の実現

(1) 仕事と子育ての両立に向けた支援

① 生活と調和する就業の支援

男女共同参画の意識啓発を目的とした人権啓発標語の募集、講演会、映画上映などを行ったほか、就労条件の整備に関する情報提供や啓発、ハローワークと連携しての企業説明会や就職面接会の実施及び就業情報の提供を行いました。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き世帯が増加傾向にあることから、仕事と子育ての両立支援、育児・介護休業制度の定着促進についての啓発チラシの配布などにより啓発を行いました。

また、子どもの預かり等の支援を行いたい人と受けたい人とのマッチング等を行うファミリー・サポート・センター事業については、継続して実施しており、こども家庭センターなどで相談を受ける中で、支援の必要な人に事業の利用を提案しています。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子どもの安全確保対策の推進として、地域と連携したあいさつ運動や登下校時の見守り活動等を継続的に行っているほか、交通安全教室、防災講座などを開催しました。

また、学校においては、近年利用率の高まっている SNS 等について、非行防止を目的とした指導を行いました。

(3) 特別な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

① 児童虐待防止対策の充実

学校・園、警察、児童相談所、医療機関など関係機関との連携により、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めています。

また、育児不安を抱えるなど支援が必要と考えられる母子には、訪問や電話などで状況確認や相談支援を行うほか、児童相談所による相談会や臨床発達心理士による発達障がいの早期発見のための巡回相談を行いました。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

母子・父子自立支援員、民生委員児童委員・主任児童委員などによるひとり親家庭の生活向上と自立支援に向けた相談や援助等を行うとともに、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給などにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図りました。

③ 障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもへの施策の充実

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、児童福祉年金の支給のほか、育成医療費、障害福祉サービス費の支給を行うとともに、療育手帳の交付や園での障がい児保育、学校での特別支援教育などを通じて、乳幼児期から学校卒業後にいたるまでの一貫した相談支援及び療育・教育体制づくりに努めています。

④ 子どもの貧困対策の推進

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を目的として、子ども食堂の運営団体に対する補助金の交付を行ったほか、スクールソーシャルワーカーの活用、放課後学習サポート事業による学習支援、保護者への情報提供等の就労支援などを行いました。

5 備前市の子ども・子育てを取り巻く課題

課題1 妊娠期からの安心の子育て支援について

- 本市における出生数は、令和元年まで180人前後で推移していましたが、令和2年以降大きく減少し、150人を下回る年が多くなっています。また、死亡数が出生数を上回っていることから450人を超える自然減となっています。婚姻の状況をみると、30歳代が婚姻年齢の中心であり、未婚化・晩婚化に伴う子どもの数の減少が予測されます。
- 子育てへの意識をニーズ調査結果からみると、子育ては楽しいと思っている割合が8割以上を占めているものの、子育てに自信が持てない割合が5割を超えており、子育てへの不安を抱えている保護者が増加傾向にあるようです。
- 近年、少子化や核家族化などもあり、地域や身近な人から子育てについて学ぶ機会が減少していると考えられ、また、子育てについての不安や悩みは多様化・複雑化しています。子育てについての悩みをニーズ調査結果からみると、「病気や発育・発達に関すること」「子育てで出費がかさむこと」「子どもの教育に関すること」が悩みや気になることの上位にあがっており、こうした悩みの解消に向けた支援が求められます。
- 本市では児童福祉機能と母子保健機能を併せ持つ備前市こども家庭センター「すこやかびぜん」を令和6年4月に設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の確立を図っています。しかしながら、ニーズ調査結果をみると就学前児童保護者の「すこやかびぜん」の認知度、利用経験のいずれも割合が低く、十分に浸透しているとは言えません。子育てについての不安や悩みを気軽に相談できる場として、今後の周知と利用促進を図る必要があります。
- 子育て支援センターにおいて子育ての不安等についての相談対応、子育てサークルの育成支援、出前保育などを行っているほか、乳児家庭全戸訪問による親子の状況把握や情報提供、相談対応なども行っています。こうした相談の場や機会について周知・利用促進を進めるとともに、多様な不安・悩みに対応できるよう、関係機関と連携した包括的な支援体制の強化を進めていくことが必要です。また、増加傾向にある外国籍の妊産婦・乳児へも必要な支援が届くよう、情報提供等に配慮が必要となってきています。
- 虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの課題を抱える子ども、障がいのある子どもや外国籍の子どもなど、支援を必要とする家庭の問題の背景には様々な分野を横断した複合的な要因があることが考えられます。様々な困難を抱える家庭を自立した生活につなげていくため、行政や地域、関係機関等が連携して家庭の状況に応じた支援を展開していくことが求められます。

結婚から妊娠・出産・子育ての各段階における切れ目ない支援を行えるよう、こども家庭センター「すこやかびぜん」を中心とした相談体制の強化を図るとともに、関係機関や地域との連携を深め、多様なニーズに対応した包括的な支援体制の確立に取り組みます。

課題2 教育・保育の充実と子どもの居場所づくりについて

- 女性の30歳代の労働力率は上昇しており、岡山県、全国と比べても高い状況となっています。ニーズ調査結果をみても、就学前児童保護者、小学校児童保護者のいずれも「2人ともフルタイムで働いている」の割合が前回調査から増加しており、就学前児童において教育・保育事業を利用している割合も前回調査から増加しています。利用している事業としては、「保育園、認定こども園の保育利用」が約9割を占めています。
- 本市では保育料の無償化をしており、就学前児童保護者のほとんどに認知されています。また、そのことが「子育て支援の充実につながっている」と感じる人が約9割と高く、市民の子育ての充実や安心感に寄与している状況が伺えます。
- 本市では保育園、幼稚園の認定こども園化が進み、令和6年4月には計10園（うち1園は分園）で教育・保育の一体的な提供が行われています。待機児童については、保育教諭等の確保などの取組により、令和6年4月時点においては解消されていますが、今後の入園希望の状況や国の制度の動向により再度発生する可能性もあるため、現状を維持していくための取組が必要になります。
- 就学前から小学校、中学校への円滑な接続を目的として、保幼小連携、小中連携を促進する必要があります。認定こども園と小学校との交流会や接続カリキュラム推進のための研修会の開催、接続教育マネージャーの配置、小中一貫教育校の取組の推進などの取組が必要です。
- ニーズの高まりに対応した教育・保育の質の向上が求められます。そのためには、保育教諭等の人材育成、ICT活用による業務負担の軽減、支援が必要な園児に関する研修会の実施などの取組の強化が必要です。
- 小学生の放課後の過ごし方について、ニーズ調査結果から、就学前児童保護者が「放課後児童クラブ」を希望する割合が約7割となっており、非常に高いニーズがあります。小学生の現在の過ごし方では「放課後児童クラブ」の割合は4割弱となっており、前回調査と比べても増加していることから、今後、待機児童が発生しないような取組が必要になってきます。
- 多様なニーズに対応した児童の放課後の居場所づくりや放課後活動の充実のため、「放課後子ども教室」「備前まなび塾+」などのほか、放課後活動を支援する関係機関と連携した事業を進めていくことが必要です。

保護者の就労状況、児童数の推移などの状況をみながら、教育・保育や放課後児童クラブにおける待機児童が発生しないよう、保育教諭等や放課後児童支援員などの人材確保に取り組むとともに、多様なニーズに対応するため、教育・保育の質の向上や放課後活動の充実に取り組めます。

課題3 子育て家庭を支える環境や地域における支援について

- 保護者が今後希望する子育て支援について、ニーズ調査結果からみると、「子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい」という回答が就学前児童保護者で2位、小学校児童保護者で1位と、ともに上位を占めており、地域で親子がともに安心して集い、元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。
- こうした親子で出かけられる場や機会があることは、地域に同じ不安や悩みを持つ親同士の交流の場やつながりを持つことができ、「安心して子どもを産み育てることができるまち」の実現にもつながります。
- 本市では各認定こども園での園庭開放をはじめ、子育て支援拠点（子育て支援センターや親子のつどいのひろば）が設置され、子どもの遊び場や親子の交流、親同士の交流の場となっています。ニーズ調査結果では、6割以上が「現在利用していない」という状況となっていることから、目的や事業内容について周知するとともに、利用促進を図っていく必要があります。
- 共働き家庭が増加しているなかで仕事と家庭の両立を実現するためには、家庭での役割分担の見直し、企業による子育て支援などが必要となります。ニーズ調査結果では、父親が「積極的に参加している」と「まあまあ参加している」を合わせた割合が前回調査と比較して高くなっています。育児休業等の取得状況については、母親の取得している割合が前回調査と比べて高くなっており、また、父親の取得についても大きく伸びています。
- 育児休業等については女性だけでなく男性でも制度の活用が進みつつある状況ですが、ニーズ調査結果をみると、仕事と子育ての両立支援で企業に取り組んでほしいこととして、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」の割合が最も高く、休暇の取得に対する企業の意識啓発を図るなど、社会全体として子育て支援等について理解、関心が深められることが求められています。

地域における遊べる場・集える場を充実し、地域でのふれあいの機会を充実することで、地域として子育てに関われる環境づくりを進めるとともに、企業も含めたあらゆる分野の人や団体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深められるよう、意識啓発の充実に取り組みます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

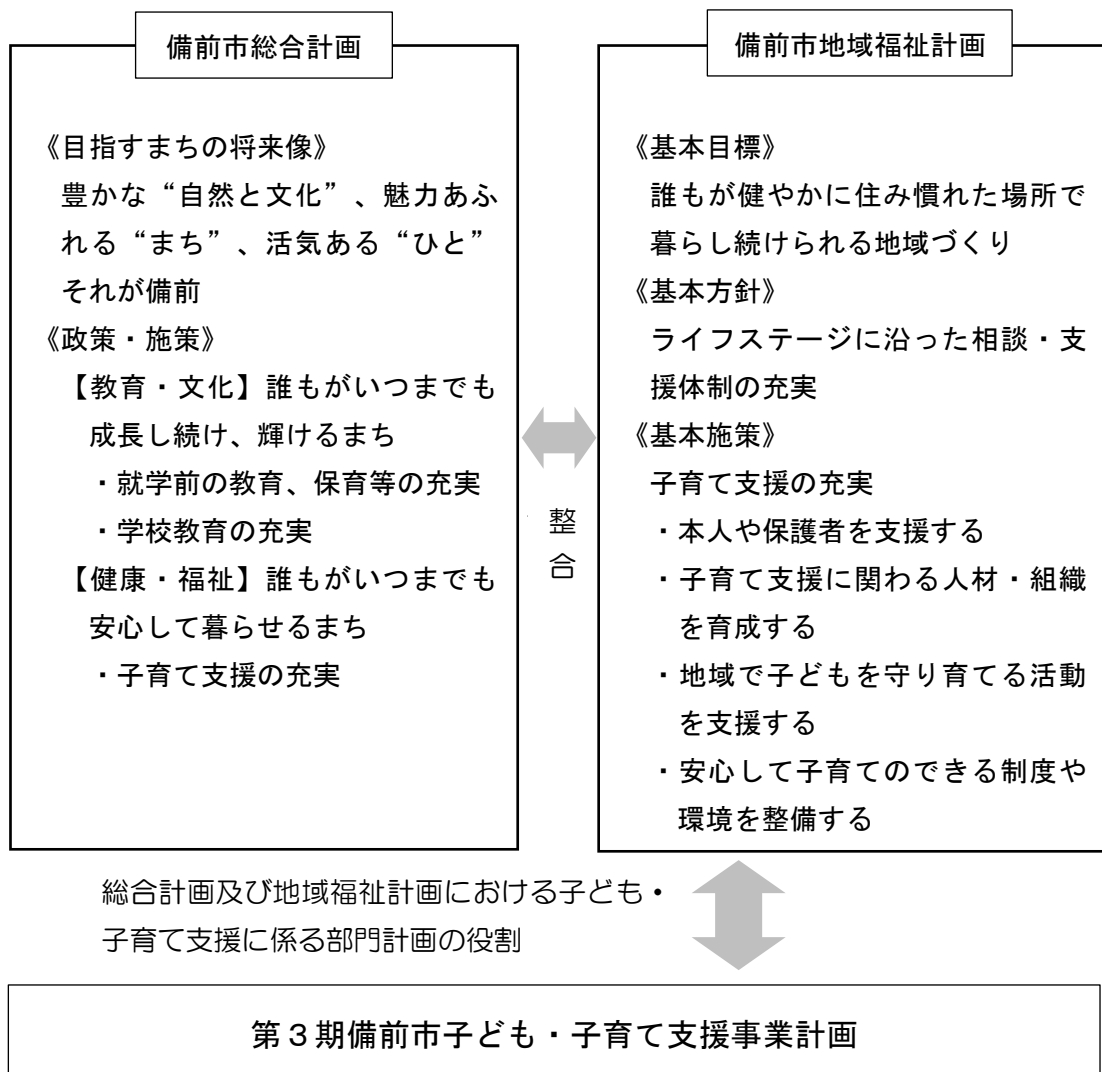
本計画は、上位計画である「第3次備前市総合計画」及び「第2期備前市地域福祉計画」における子ども・子育て支援に係る部門計画の役割を担っています。

また、第1期・第2期の計画においては、基本理念を【子どもが元気 笑顔あふれるまち びぜん】と掲げ、家庭、地域、行政等が一体となった取組を推進してきましたが、継続性の観点から、本計画においても引き続きこの基本理念のもと、子ども・子育て支援を推進していきます。

【本計画の基本理念】

子どもが元気 笑顔あふれるまち びぜん

【総合計画・地域福祉計画との位置づけ】



2 基本目標

基本理念に基づき、次代を担う全ての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを実現するため、次の基本目標を掲げます。

基本目標 1

妊娠から子育てまで ライフステージに応じた支援で安心のまちづくり

妊娠・出産から子育てまで、子どもの権利が最大限に配慮されるとともに、ライフステージごとの適切な支援により、全ての子どもや家族が安心できるまちづくりを目指します。

基本目標 2

地域社会で支える子育て 一人ひとりのウェルビーイングの実現

全ての子どもや家族がウェルビーイングを実現できるよう、きめ細かなサポートの必要な家庭へ必要な支援を届けるとともに、地域社会の理解・協力により「仕事」と「子育て」のバランスが取れた生活の実現を目指します。

3 施策体系

基本目標 1

妊娠から子育てまで ライフステージに応じた支援で安心のまちづくり

基本施策（１）妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

- ① 子どもや家族の健康の確保と増進

基本施策（２）乳幼児期の教育・保育の充実

- ① 情報提供・相談体制と親子が集える場の充実
- ② 特定教育・保育施設等の環境整備
- ③ 一時的に子どもを預けることのできる場の確保

基本施策（３）子どもの成長を支援する環境の充実

- ① 幼児教育・保育から小・中学校教育までの円滑な接続の推進
- ② 放課後児童クラブその他放課後の居場所づくりの推進
- ③ 子育てにかかる経済的負担の軽減

基本目標2

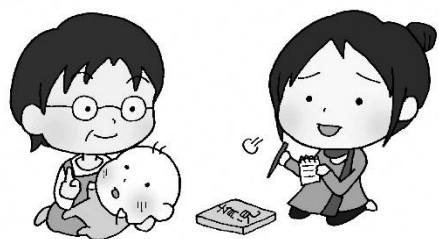
地域社会で支える子育て 一人ひとりのウェルビーイングの実現

基本施策（１）きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③ 障がいや困難を有する子どもへの施策の充実
- ④ 子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進

基本施策（２）ワーク・ライフ・バランスと子育てに優しい地域づくりの推進

- ① 仕事と子育ての両立に向けた支援
- ② 地域における安全・安心な子育て環境の整備



第4章 施策の展開

基本目標 1

妊娠から子育てまで ライフステージに応じた支援で安心のまちづくり

(1) 妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

① 子どもや家族の健康の確保と増進

核家族化等の進展などを背景に、身の回りに子どもや子育て経験者、子育てで頼れる人が少ない状態で初めての妊娠・出産を迎えるという家庭はますます増えている状況ですが、子どもの健やかな心身の成長と母親の健康保持のためには、妊娠前から子どもが成長するまで切れ目ない支援が必要です。

このような中、令和4年6月に児童福祉法等が一部改正され、市町村のこども家庭センターの設置が努力義務化され、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営により、全ての妊産婦、子育て世帯と子どもへ一体的に相談支援を行うこととされました。

また、産後すぐの時期に、必要とする人が心身のケアや家事・育児について社会的な支援の得られる仕組みも必要とされてきています。

本市では、令和6年4月に設置したこども家庭センター「すこやかびぜん」を中心的な窓口としながら、産前・産後の子どもと家族の心身の健康の保持増進を支援します。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター「すこやかびぜん」	●保健師・助産師による妊娠・出産・育児に関する伴走型相談支援を行います。 ●親子(母子)健康手帳や母子保健ガイド(妊婦一般健康診査依頼票)の交付を行います。	こどもまんなか課
不妊治療支援事業	●不妊治療(一般不妊治療・特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	こどもまんなか課
不育治療支援事業	●生殖医療専門医により不育症と診断された人が受ける不育治療にかかる治療費について助成します。	こどもまんなか課

事業名	事業内容	担当課
妊婦及び乳児一般健康 診査	●妊婦及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦及び乳児に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	こどもまんなか課
妊婦歯科検診	●妊婦中の歯の健康を図るため、妊婦に歯科検診とブラッシング指導を実施します。	こどもまんなか課
産婦健康診査	●産婦の健康の保持及び増進を図るため、産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施します。	こどもまんなか課
産後ケア事業	●産後 12 か月未満の利用を希望する母子に対し、宿泊型ケア、デイサービス型ケア及び訪問型ケアを行います。	こどもまんなか課
乳児家庭全戸訪問事業	●全乳児を対象に保健師が家庭訪問し、発達・育児の相談に応じます。また、市の子育て支援情報や予防接種などを紹介します。	保健課
乳幼児健康診査	●3～4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診を実施し、問診、身体測定、内科診察、歯科診察、ブラッシング指導、保健・栄養相談等を行います。	保健課
かみかみ離乳食と歯の 教室	●10 か月児を対象に良い生活習慣を身につけるための離乳食の体験や栄養相談を行うとともに、乳歯の時からむし歯予防や手遊びについて周知する教室を開催します。	保健課

(2) 乳幼児期の教育・保育の充実

① 情報提供・相談体制と親子が集える場の充実

核家族化・少子化が進むとともに、子ども・子育てに関する不安や悩みを持つ家庭は増加傾向にあります。

課題を抱えた子育て家庭への支援としては、特に支援を必要とする家庭に対するハイリスクアプローチだけではなく、全ての家庭をもれなく把握し、新たなリスクの発生を予防するというポピュレーションアプローチが重要とされています。

こども家庭センター「すこやかびぜん」では、母子保健や育児、児童虐待などに関する様々な相談に対応するため、保健師、助産師、子ども家庭支援員及び母子父子自立支援員による支援体制を整備しています。

この「すこやかびぜん」を中心に、心身ともに不安定になりやすい妊娠期から出産、子育て期にわたり、必要な支援が受けられるよう、切れ目のない相談支援体制を構築するとともに、親子が気軽に集え、互いに話のできる場の設置や情報提供を推進します。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター「すこやかびぜん」	●保健師・助産師による妊娠・出産・育児に関する伴走型相談支援を行います。	こどもまんなか課
広報紙・ホームページ・SNSによる情報提供	●毎月1回発行される「広報びぜん」に東備地区の休日当番医、乳幼児健診の日程等子育てに関する情報を掲載します。 ●ホームページ、LINEなどのツールを活用して子育てに関する情報を発信します。	保健課 こどもまんなか課
「子どものしおり」の発行	●妊娠、出産、育児等に関する市の事業内容を要約したパンフレットを作成し、出生届・転入届の際に配付します。	保健課
地域子育て支援拠点事業	●子育ての不安を解消するために、気軽に親子が集える場を開設し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行います。 ●子育てについての相談に応じるとともに子育てサークル等の育成支援を行います。 ●学びと遊びの健康プラザ(1階おもちゃ広場)などを活用し、親子のふれあいの場を提供するとともに、子育て家庭の支援を行います。 ●市内で「出張ひろば」を実施します。	こどもまんなか課

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業	●子ども、その保護者等又は妊婦が教育・保育、保健その他の支援を円滑に利用できるよう情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	こどもまんなか課
乳児家庭全戸訪問事業	●全乳児を対象に保健師が家庭訪問し、発達・育児の相談に応じます。また、市の子育て支援情報や予防接種などを紹介します。	保健課
養育支援訪問事業	●育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。	こどもまんなか課 保健課
マザースクール	●言葉がはっきりしない、集団に入れないなどの不安がある幼児とその保護者を対象に、集団・個別訓練及び個人相談を実施します。	保健課
幼児クラブ	●各地区での親子の自主活動を支援します。	保健課 こどもまんなか課

② 特定教育・保育施設等の環境整備

本市ではこれまでに、教育・保育機能の適正規模、適正配置を考慮しつつ、教育・保育サービスの充実に努めてきました。

近年、核家族化・小家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て支援のニーズは多様化し、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスが求められています。

本市では平成29年度から0歳児から5歳児までの保育料を無償化していますが、一方で0歳児から2歳児までの待機児童の発生が課題となったことから、待機児童解消に向けた対策に取り組んできました。保育教諭等の不足の解消に向けた取組を重点的に行った結果、令和6年4月時点では待機児童は解消していますが、今後の入園希望の状況や国の制度の動向により再度発生する可能性もあるため、継続的な取組が必要になります。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
通常教育・保育	●各認定こども園等において、特色のある教育・保育を行いながら、内容の充実に努めます。	幼児教育課
乳児保育	●入園時点で生後6か月以上の乳児の保育を行います。	幼児教育課

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育	●各認定こども園等において、集団保育ができる程度の障がい児の保育を行います。	幼児教育課
待機児童対策	●待機児童の原因となる保育教諭の不足を招かないよう、有資格の新卒者や経験者の掘り起こしに努めます。また、臨時採用の際には、勤務条件について柔軟に対応します。	幼児教育課
病児・病後児保育事業	●専任の保育士、看護師等が、病院、保育園等（県内市町村の相互利用に関する協定に基づく実施施設を含む。）に付設された専用スペース等で病児・病後児を一時的に保育します。	こどもまんなか課

③ 一時的に子どもを預けることのできる場の確保

核家族化の進行などにより、仕事や急な用事の際又は保護者自身がリフレッシュし心身を健やかに保つために、子どもの面倒を一時的に見てもらえる場へのニーズは高まっており、利用しやすい提供体制の確保が求められています。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
一時保育（一時預かり事業）	●保護者の仕事、冠婚葬祭、病気、出産、看護等で、家庭で保育を受けることが一時的に困難となる0～5歳の児童を、主として昼間に認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。	幼児教育課 こどもまんなか課
マイ保育園サポート事業	●1～4歳の児童を対象に、3回まで無料で一時保育を実施します。	幼児教育課
子育て短期支援事業	●仕事、冠婚葬祭、病気、出産、看護等で、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者の養育・保護を行います。	こどもまんなか課
こども誰でも通園事業（乳児等通園支援事業）	●保護者の就労等の要件を問わず、6か月～2歳児が同年代の子どもとふれあう場を提供し、子どもの育ちを支援するとともに、保護者の孤立感や不安感の解消を図ります。	こどもまんなか課

(3) 子どもの成長を支援する環境の充実

① 幼児教育・保育から小・中学校教育までの円滑な接続の推進

幼児期における教育・保育では、小学校段階以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、幼児期にふさわしい生活を通して、基本的生活習慣の形成・定着を図るとともに、豊かな感性や好奇心、探究心及び思考力を養います。

小・中学校教育では、将来の予測が困難な時代の中で、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう基礎的な知識及び技能を習得するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力や主体的に学習に取り組む態度を養います。

円滑な接続を進める上で、教職員の交流などの人的連携から、次第に両者が抱える教育上の課題を共有し、教育のつながりを確保するカリキュラムの編成、実施へとつなげていきます。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
こ小連携活動支援事業	●認定こども園での幼児交流を図り、接続マネージャーの活用などにより、幼児の健全な発達を保障する教育内容の工夫や連携を支援します。 ●幼児の交流活動を充実させ、子ども一人ひとりの発達課題や教育内容の系統性、連続性を踏まえた認定こども園と小学校との連携に努めます。	小中一貫教育課 幼児教育課
小中一貫教育の推進	●各小中一貫教育校における小中連携の充実を図り、円滑な接続を推進します。	小中一貫教育課
開かれた学校・園づくり	●学校、家庭、地域社会が一体となって子どもたちを健やかに育む教育を推進します。 ●保護者・地域の方に積極的な情報発信をするため、全学校・認定こども園で公開日を実施します。 ●学校評議員や学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の活用、学校評価の充実を図ることで、地域に開かれた学校づくりに努めます。 ●認定こども園の外部評価を第三者委員により行い、課題や目標を明確化して共有を図ります。	小中一貫教育課 幼児教育課
読書活動の推進	●市立図書館、学校・園、地域や家庭における幼児期からの読書活動について、備前市子ども読書活動推進計画により推進します。	図書館活動課 小中一貫教育課 幼児教育課
児童遊園地管理事業	●インクルーシブ遊具を小学校区ごとに1箇所程度整備し、遊び場を確保します。	都市計画課

② 放課後児童クラブその他放課後の居場所づくりの推進

国は、令和5年12月に放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備など放課後児童対策の一層の強化を図るため、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、取組を進めてきましたが、令和6年度以降においても継続的かつ計画的に取組を推進するため、市町村においては、放課後児童対策に関する事項を子ども・子育て支援事業計画などに盛り込むこととされました。

本市においては、各小学校区にそれぞれ放課後児童クラブの運営団体があり、地域のニーズに沿った特色ある活動を行っています。

また、「地域学校協働本部事業」が9本部11学校で実施されており、地域と学校の協働による活動が展開されています。

その事業内容は、従来の学校への支援という単方向の活動から発展し、地域と学校が双方向で子どもの育ちを支えたり、地域づくりを行ったりと多様な内容となっており、複数の学校において放課後の補充学習支援など、地域で支える活動が展開されています。

週末や夏休み等の長期休業を中心とした支援では、平成25年度から市独自に実施している「備前まなび塾+」における「土曜・長期休業講座」「体験活動講座」の2講座で、子どもの学びを多面的に支援しています。

今後も、保護者の就労状況などの動向に配慮しながら、様々な実施方法による放課後の居場所づくりに努め、放課後児童クラブと上記の既存事業等との連携や放課後子ども教室との一体型の推進、学校施設の一層の活用、特別な配慮を必要とする児童の受入体制の整備に努めます。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業)	●保護者が仕事等により、家庭で養育できない場合に、児童の授業終了後等に学校の空教室等で、様々な遊びや生活の場を提供します。 ●放課後児童支援員に対する研修会を実施し、必要な知識及び技能の修得を支援します。 ●各運営団体の自主性を尊重し、地域の実情、ニーズなどを踏まえた運営を支援します。	教育政策課
様々な実施方法による放課後の居場所づくり	●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を推進します。 ●児童の放課後活動について、多様なニーズを満たすため、地域における NPO 団体をはじめとする民間事業者の活用や地域学校協働本部、備前まなび塾+との連携に努めます。	教育政策課 こどもまんなか課 小中一貫教育課 生涯学習課

事業名	事業内容	担当課
学校施設を活用した実施促進	● 余裕教室等を活用して放課後子ども教室や地域学校協働本部の学習支援等を実施します。 ● 特別教室などを放課後の時間帯に活用するなど、一時的な利用を促進します。	教育政策課 教育総務課 生涯学習課
特別な配慮を必要とする児童の放課後における受入れ体制の整備	● 障がいのある児童、虐待等を受けた児童、日本語能力が十分でない児童の参加など、特別な配慮を必要とする児童が安心して放課後を過ごすことができるよう、受入れ体制の整備を図ります。	こどもまんなか課 教育政策課

③ 子育てにかかる経済的負担の軽減

育児に関する不安としては、経済的負担を挙げる声が多く、このことから子どもを持つことをためらう姿も見られます。また、全ての子どもが必要な保育や医療などを受けられるよう、適切な経済的支援が求められています。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
家庭育児応援金支給事業	● 保育施設を利用せずに在宅で3歳までの子どもを育児している保護者に対し、家庭育児応援金を支給します。	こどもまんなか課
妊婦支援給付事業	● 妊娠時、出産時に切れ目のない支援を行うため、妊婦支援給付金を支給するとともに、伴走型相談支援を行います。	こどもまんなか課
児童手当支給事業	● 児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給します。	こどもまんなか課
保育料無償化事業	● 0～5歳児の保育料を無償とします。	幼児教育課
給食費無償化事業	● 市立学校及び認定こども園等における給食費を無償とします。	教育総務課 幼児教育課
学用品費無償化事業	● 市立学校及び認定こども園等における学用品費を無償とします。	教育総務課 幼児教育課
医療費給付事業	● 市内に住む 18 歳までの児童に対し、医療費の自己負担額を無料とします。 ● 18 歳までの子どもを養育しているひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成します。 ● 養育のため入院が必要となる未熟児の医療費について、世帯の所得に応じて公費負担します。	こどもまんなか課

基本目標 2

地域社会で支える子育て 一人ひとりのウェルビーイングの実現

(1) きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

① 児童虐待防止対策の充実

核家族化や小家族化、地域の連帯意識の希薄化、子育てに対する不安感や負担感の増加など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が変化する中、本市における虐待に関する相談件数は一時期より減少しているものの、毎年度15件程度発生しています。

児童虐待は、相談できる人がいないこと、子どもや保護者の特性、家庭環境、日常生活におけるストレスなど、どこの家庭においても発生しうるものだと考えられます。

そのため、学校・園、医療機関、民生委員児童委員・主任児童委員、保健所、児童相談所、警察など関係機関を含め、地域全体で子どもを守る体制を構築するとともに、連携を図ります。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	●児童虐待について、地域及び関係機関と密接な連携をとり、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。 ●要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施します。	こどもまんなか課
児童相談	●岡山県中央児童相談所の児童福祉司及び判定員が心身の発達(検査)相談、療育手帳更新判定、非行指導、施設入所相談等を毎月実施します。 ●発達障がい等の早期発見のため、巡回支援専門員による保育園・認定こども園での巡回相談を実施します。	こどもまんなか課 幼児教育課 社会福祉課
親子の心に視点を置いた支援	●保護者の相談に応じ、虐待予防の視点を持ち健康診査を行い、育児不安を抱える親等への支援を行います。 ●すこやか相談室・訪問活動・乳幼児健康診査等において相談支援を実施します。 ●児童虐待の早期発見や虐待の防止に向けて、ポスター・広報紙等により啓発を行います。	保健課 こどもまんなか課

事業名	事業内容	担当課
民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援	●児童虐待の防止・早期発見・問題を抱える家庭への支援のため、学校・PTA・町内会等と協力し、連携及び活動支援を行います。	社会福祉課 こどもまんなか課
社会的擁護施策との連携	●里親の開拓につながる広報・啓発等を岡山県との連携により、実施します。	こどもまんなか課

② ひとり親家庭の自立支援の推進

本市においては、少子化に伴いひとり親家庭の世帯数も減少傾向にありますが、そのような中でも個々の家庭状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

そのため、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保等について総合的な対策を実施し、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう努めます。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援	●ひとり親家庭における児童・生徒に関する相談、援助活動等について連携を図ります。	社会福祉課 こどもまんなか課
ひとり親家庭に対する相談・援助体制の充実	●ひとり親家庭の生活向上と自立支援に向けた相談や援助等の充実に努めます。 ●自立を支援する母子父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭及び寡婦からの相談に応じます。	こどもまんなか課
ひとり親家庭等医療費給付事業	●ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を給付します。	こどもまんなか課
児童扶養手当支給事業	●ひとり親家庭等の児童又は親が重度の障がいの状態にある児童の監護又は養育をする者に児童扶養手当を支給します。	こどもまんなか課
高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金支給事業	●ひとり親家庭の父又は母が資格取得のため大学若しくは専門学校への通学し、又は指定教育講座を受講した場合に給付金を支給します。	こどもまんなか課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	●ひとり親家庭又は寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための貸付を岡山県と連携して行います。	こどもまんなか課

③ 障がいや困難を有する子どもへの施策の充実

障がいその他の困難を有する子どもが地域で安心した生活をするためには、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関との連携を強化し、乳幼児期から学校卒業後にいたるまでの一貫した相談支援及び療育・教育体制づくりが必要です。

また、学校教育におけるいじめや暴力行為、不登校、外国人をはじめ多様な背景を持つ子どもなどへの対応も課題となっていることから、相談しやすい体制の整備や多様な学び場の用意などの検討が必要です。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当	●20 歳未満で精神・知的又は身体に障がいがある児童を監護している人に対して支給します。	こどもまんなか課
障害児福祉手当	●重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅重度心身障がい者に支給します。	社会福祉課
児童福祉年金	●心身に障がいのある 20 歳未満の児童の保護者に支給します。	社会福祉課
障がい児保育(再掲)	●各保育園及び認定こども園において、集団保育ができる程度の障がい児の保育を行います。	幼児教育課
教育支援委員会	●障がいのある子どもの支援について、その子にとってよりよい支援のあり方を考え、判定・指導します。	小中一貫教育課
ことばの教室	●おおむね就学年齢以上の児童を対象として、遊びやことばの楽しい経験を通して指導・支援を行う「ことばの教室」を設置します。また、発達について心配な児童や保護者の相談にも応じます。 ●伊部小学校の「ことばの教室」が、言語の障がいに専門的に対応する東備地区のセンターとして役割が果たせるよう体制の整備及び充実に努めます。	小中一貫教育課
長期欠席・不登校対策	●教育支援センター「あゆみ」で登校する意志があるにもかかわらず登校できない児童生徒の学校への復帰を支援します。 ●中学校において、教室に入ることに不安がある生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う自立応援室の整備を促進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した支援体制を整備します。	小中一貫教育課

④ 子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進

令和4年国民生活基礎調査では、全国の子どもの相対的貧困率は11.5%となっており、9人に1人以上が貧困状態にあるとされています。このような中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることが必要となっています。

また、令和6年6月には子ども・若者育成支援推進法の改正により、国、地方公共団体等が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者」と定義されました。ここでいう「過度に」とは、子どもとしての健やかな成長及び発達に必要な時間（遊び、勉強等）を奪われたり、身体的、精神的に負荷がかかったりすることにより、負担が重くなっている場合を指すものとされています。

貧困やヤングケアラーの状況が学校生活など子ども自身の現在と将来に様々な影響を及ぼすことから、本市においては、学校など関係機関との連携により、支援の必要性、緊急性が高い子どもの定期的な把握に努め、子どもが安心して自身や家族の状況を話せる関係づくりを図るとともに、子どもや保護者等の複雑な心情等にも十分配慮しながら適切な支援につなげていきます。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
子どもの居場所づくりの推進	● 困難を抱える子どもが他世代等と交流したり、安心して過ごせる場として期待される「子ども食堂」「第三の居場所」などの子どもの居場所づくりをNPO 法人、ボランティア団体等と連携して実施します。	こどもまんなか課
学習支援の強化	● 全ての子どもが家庭環境に左右されることなく、なりたい自分に挑戦できるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や学校と福祉関係団体等との連携、生活保護世帯やひとり親世帯の学習支援などを通じて、学力向上に向けた取組を行います。	小中一貫教育課 教育政策課 こどもまんなか課
生活支援の強化	● 生活の基礎を支えるための保護者の就労等生活支援の強化をはじめ、住宅支援などの生活の安定と自立の促進、家庭教育が行える環境整備などの支援を行います。	こどもまんなか課 社会福祉課
ヤングケアラー支援	● 学校その他関係機関との連携によりヤングケアラーの把握に努め、必要な支援につなげていきます。	こどもまんなか課

(2) ワーク・ライフ・バランスと子育てに優しい地域づくりの推進

① 仕事と子育ての両立に向けた支援

本市は、男女をとりまく社会情勢の変化などから生じた新たな課題に、これまでも「備前市男女共同参画基本計画」等の計画に基づき総合的かつ計画的に取り組んできました。

令和5年国民生活基礎調査の結果においては、児童のいる世帯における母の仕事の状況として、「仕事あり」が正規、非正規、その他を合わせ77.8%となっており、その割合は増加傾向が続いています。

本市でも、ニーズ調査の結果からも同様に共働き世帯が増加傾向にあり、今後も仕事の場面においては、ますます女性の活躍が広まっていくものと考えられます。

また、仕事と子育ての両立のためには、子育て家庭に配慮した働き方ができる職場環境づくりと配偶者の家事・育児の協力が必要であると考えられます。

そのため、男性を含めた全ての人について、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れるよう意識啓発を進めながら、就業を支援するとともに、長時間労働の改善など働き方の見直しが進むよう企業側の意識改革等の啓発を進めるほか、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実も図っていきます。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の意識啓発	●「備前市男女共同参画基本計画」に沿って、男女共同参画の推進に向け、男性の育児休業等や育児参加など、固定的な性別意識にとらわれない生き方への意識啓発を、広報、研修、行事等の機会を通じて行います。	市民協働課
就労条件の整備推進	●公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労条件に係るチラシ配布、広報紙への記事掲載などの啓発活動を推進します。 ●フレックスタイム制や短時間勤務など、多様な勤務形態の設置について事業者へのPRに努めます。 ●企業等に対して育児・介護休業制度に関する情報発信などを行い、関係法令の周知を図るとともに、男女がともに制度を利用しやすい職場環境づくりについて協力を求めます。	産業振興課

事業名	事業内容	担当課
就業情報の提供	● 公共職業安定所と連携し、職業相談を行うなど、就業情報の提供に努めるほか、チラシ配布、広報紙への記事掲載、SNS などによる情報発信を推進します。 ● 公共職業安定所、近隣市町及び関係団体とともに、高校生を含む若年者の地元就職の促進に関する事業を実施します。	産業振興課
仕事と家庭の両立支援	● 仕事と家庭の両立支援を企業等の社会的責任として位置付け、安心して働ける職場づくりの推進を図るため、関係機関と協力して広報等の普及啓発を行います。	産業振興課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	● 子どもの預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員組織を設立し、必要な援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	こどもまんなか課
通常教育・保育(再掲)	● 各認定こども園等において、特色のある教育・保育を行いながら、内容の充実に努めます。	幼児教育課
乳児保育(再掲)	● 入園時点で生後6か月以上の乳児の保育を行います。	幼児教育課
病児・病後児保育事業(再掲)	● 専任の保育士、看護師等が、病院、保育園等(県内市町村の相互利用に関する協定に基づく実施施設を含む。)に付設された専用スペース等で病児・病後児を一時的に保育します。	こどもまんなか課
放課後児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)(再掲)	● 保護者が仕事等により、家庭で養育できない場合に、児童の授業終了後等に学校の空教室等で、様々な遊びや生活の場を提供します。 ● 放課後児童支援員に対する研修会を実施し、必要な知識及び技能の修得を支援します。 ● 各運営団体の自主性を尊重し、地域の実情、ニーズなどを踏まえた運営を支援します。	教育政策課

② 地域における安全・安心な子育て環境の整備

子どもが被害者となる交通事故や犯罪の件数は、全国的には減少の傾向を見せず、地域の人口が減少する中においても、地域で子どもを見守る体制を確保していくことは重要な課題です。

また、本市は、過去の豪雨や高潮などによる被災の経験や今後の南海トラフを震源とする大地震の発生予測などから、災害に強いまちづくりを目指していますが、近年の自然災害は激甚化、頻発化する傾向にあり、インフラなどのハード整備のみならず、市民一人ひとりが自らの身を守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、自主的に行動する意識を高めていくことで、災害に対する地域力の向上に努めていく必要があります。

このほか、子どもたちの生活にも大きな影響を与えているICTについては、教育をはじめとする様々な分野で生かされてきている一方で、インターネット利用の低年齢化に伴い、SNSなどによるトラブルや被害の増加が懸念されていることから、情報モラル教育の充実を図る必要があります。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
地域と連携した見守り活動等の推進	● 民生委員児童委員及び愛育委員による子どもへの声かけ、見守り活動を支援します。 ● 下校時刻に合わせた青色防犯パトロール活動を推進します。 ● 子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる「こども110番」について、協力事業所数等の増加と周知に努めます。	社会福祉課 保健課 危機管理課 生涯学習課
交通安全教室の実施	● 認定こども園、小学校等での交通安全教室を実施するとともに、内容の充実を図ります。	危機管理課
青少年育成センター広報紙の発行	● 青少年の非行防止と健全育成について啓発する広報紙「いくせい」を発行します。	生涯学習課
子ども情報センター情報紙の発行	● 子どもの地域における体験活動及び奉仕活動の機会や家庭教育の支援等に関する情報を、年4回情報紙「ときめきナビ」として発行します。	生涯学習課
防災教育の推進	● 地域、学校と連携しながら、防災訓練の実施やハザードマップを活用して災害弱者である子どもたちへの防災教育を支援します。 ● 消防団による出前講座を実施し、子どもたちの災害や防災に関する理解を深めていきます。	危機管理課
ICT利用に関する教育	● ICTを利用する際のメリット、デメリットを理解し、情報社会の中で上手に生きていくために必要な考え方や態度を身につけるための教育を推進します。	小中一貫教育課

第5章 事業の量の見込み、提供体制等

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域で地域の実情に応じて定めるものとされています。また、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を考慮することとなっており、一般的には小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等があります。

本市の場合は、市内に10小学校区、5中学校区があり、小学校区内には合わせて12箇所の放課後児童クラブが設置されているほか、認定こども園10園（うち1園は分園）、私立保育園（小規模保育所）1園が設置されていますが、教育・保育提供区域は今後の少子化の動向も踏まえ、市全域を1区域として設定し、提供体制の確保は市内や市域を超えた広域調整を図ることを基本とします。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育給付認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格及び区分並びにその必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとされています。[子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号まで]

認定区分	対象者	給付内容	対象施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(保育を必要としない子ども)	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園 小規模保育 事業等

(2) 児童人口の推計

過去5年間の住民基本台帳人口などを基に計画の対象期間である令和7年度から令和11年度までの期間の児童人口の推計を行いました。

■児童人口推計

単位:人

年 齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳	97	91	85	79	74
1 歳	117	97	91	85	79
2 歳	123	117	97	91	85
3 歳	146	123	117	97	91
4 歳	150	146	123	117	97
5 歳	132	150	146	123	117
6 歳	170	132	150	146	123
7 歳	189	170	132	150	146
8 歳	181	189	170	132	150
9 歳	196	181	189	170	132
10 歳	202	196	181	189	170
11 歳	202	202	196	181	189

(3) 家庭類型の割合の算出

ニーズ調査の結果（配偶者の有無、保護者の現在の就労状況、今後の就労希望など）を活用して、8種類の「家庭類型」に分類し、その割合を算出しました。

■ニーズ調査からみる家庭類型(就学前児童保護者)

区分		年齢	現在			潜在		
			実数(人)	割合		実数(人)	割合	
タイプA	ひとり親	0	1	2.00%	8.11%	1	2.00%	8.11%
		1	4	8.51%		4	8.51%	
		2	3	6.52%		3	6.52%	
		3.～	16	10.74%		16	10.74%	
タイプB	フルタイム×フルタイム	0	27	54.00%	45.95%	30	60.00%	50.00%
		1	16	34.04%		18	38.30%	
		2	19	41.30%		21	45.65%	
		3.～	71	47.65%		76	51.01%	
		無	3	75.00%		3	75.00%	
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	0	9	18.00%	27.36%	12	24.00%	28.04%
		1	15	31.91%		18	38.30%	
		2	16	34.78%		16	34.78%	
		3.～	41	27.52%		37	24.83%	
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	0	0	0.00%	1.69%	1	2.00%	3.38%
		1	1	2.13%		1	2.13%	
		2	2	4.35%		3	6.52%	
		3.～	2	1.34%		5	3.36%	
タイプD	専業主婦(夫)	0	13	26.00%	16.55%	6	12.00%	10.47%
		1	10	21.28%		6	12.77%	
		2	6	13.04%		3	6.52%	
		3.～	19	12.75%		15	10.07%	
		無	1	25.00%		1	25.00%	
タイプE	パート×パート(双方月120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	0	0	0.00%	0.00%	0	0.00%	0.00%
		1	0	0.00%		0	0.00%	
		2	0	0.00%		0	0.00%	
		3.～	0	0.00%		0	0.00%	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	0	0	0.00%	0.00%	0	0.00%	0.00%
		1	0	0.00%		0	0.00%	
		2	0	0.00%		0	0.00%	
		3.～	0	0.00%		0	0.00%	
タイプF	無業×無業	0	0	0.00%	0.34%	0	0.00%	0.00%
		1	1	2.13%		0	0.00%	
		2	0	0.00%		0	0.00%	
		3.～	0	0.00%		0	0.00%	
小 計		0	50	100.00%	100.00%	50	100.00%	100.00%
		1	47	100.00%		47	100.00%	
		2	46	100.00%		46	100.00%	
		3.～	149	100.00%		149	100.00%	
		無	4	100.00%		4	100.00%	
総 計			296		100.0%	296		100.0%

注) 下限時間:本市における保育の必要性の下限時間＝48 時間

(4) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

推計児童数と潜在家庭類型（割合）から家庭類型別児童数を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{推計児童数} \\ \hline \text{(人)} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{潜在家庭類型} \\ \hline \text{(割合)} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{家庭類型別児童数} \\ \hline \text{(人)} \end{array}$$

家庭類型別児童数と利用意向率から「量の見込み」を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{家庭類型別児童数} \\ \hline \text{(人)} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{利用意向率} \\ \hline \text{(割合)} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{量の見込み} \\ \hline \text{(人)} \end{array}$$

(2) に基づく推計人口は、次のとおりです。

■0～5歳児の推計人口

単位：人

推計人口	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	97	91	85	79	74
1歳	117	97	91	85	79
2歳	123	117	97	91	85
3～5歳	428	419	386	337	305

国の手引きに基づく教育・保育の量の見込みは、次のとおりです。

■教育・保育の量の見込み(1号認定)

認定区分	3～5歳児				
対象施設	認定こども園(教育標準時間利用)／幼稚園				
家庭類型	タイプC' フルタイム×パートタイム(短時間) タイプD 専業主婦(夫) タイプE' パートタイム×パートタイム(いずれかが短時間) タイプF 無業×無業				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園・認定こども園(教育標準時間利用)」を選択した方の割合				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	37	36	34	29	27
確保方策(人)	37	36	34	29	27

■教育・保育の量の見込み(2号認定 幼稚園)

認定区分	3～5歳児				
対象施設	幼稚園				
家庭類型	タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム(長時間) タイプE パートタイム(長時間)×パートタイム(長時間)				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園・認定こども園(教育標準時間利用)」を選択し、「幼稚園や幼稚園預かり保育の利用を強く希望」した方の割合				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	23	23	21	18	16
確保方策(人)	23	23	21	18	16

■教育・保育の量の見込み(2号認定)

認定区分	3～5歳児				
対象施設	認定こども園(保育利用)／保育園				
家庭類型	タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム(長時間) タイプE パートタイム(長時間)×パートタイム(長時間)				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園・認定こども園(教育標準時間利用)」「幼稚園・認定こども園の預かり保育」「保育園・認定こども園の保育利用」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「認可外保育施設」「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した方から、「幼稚園や幼稚園預かり保育の利用を強く希望」した方を除いた割合				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	336	329	303	265	239
確保方策(人)	336	329	303	265	239

■教育・保育の量の見込み(3号認定)

認定区分		0～2歳児				
対象施設		認定こども園(保育利用)／保育園				
家庭類型		タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム(長時間) タイプE パートタイム(長時間)×パートタイム(長時間)				
算出根拠		教育・保育事業の今後の利用意向で、「保育園・認定こども園の保育利用」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「認可外保育施設」「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した方の割合				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (人)	0歳児	75	71	66	62	58
	1歳児	98	81	75	70	65
	2歳児	96	92	76	71	67
確保 方策 (人)	0歳児	75	71	66	62	58
	1歳児	98	81	75	70	65
	2歳児	96	92	76	71	67

3号認定の子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を次のように設定します。

■保育利用率(3号認定)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
79.8%	80.0%	79.5%	79.6%	79.8%

【確保方策の内容】

提供体制については、保育料の無償化の影響や保護者の就労状況等の変化に伴い、保育利用率が大きく伸びていることから、国の制度の動向等を注視するとともに、保育ニーズや地域の実情を把握しながら人員その他の体制を確保します。

なお、1号認定及び2号認定については市立認定こども園で確保し、2号認定のうち幼児期の学校教育(幼稚園)の利用希望の強い人に係る確保方策については、市内には幼稚園がないことから原則として市立認定こども園で確保します。

また、3号認定については、市立認定こども園のほか、私立の小規模保育所が1園あることから、これを含めて確保することとします。

3 乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと提供体制の確保方策

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を記載します。

事業概要	認定こども園、保育園、子育て支援施設等において3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談及び子育てに関する情報の提供、助言その他の支援を行うことにより、全ての子どもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備することを目的とした事業です。				
対象年齢等	0～2歳				
算出方法	① 利用意向(利用意向率×時間数)の算出 ・利用意向率:当該事業を利用希望と回答した者の割合 ・時間数:月上限 10 時間 ② 必要受入れ時間数の算出 「推計児童数」×「利用意向」＝「必要受入れ時間数」 ③ 量の見込み算出 「必要受入れ時間数」÷「定員1人1月当たり受入れ可能時間数(月 22 日×8時間)」＝「量の見込み(必要定員数)」				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(定員数)	5	5	4	3	3
確保方策(定員数)	5	5	4	3	3

【確保方策の内容】

同じ年頃の子どもとのふれあいや家族以外の人と関わる機会など、家庭にいるだけでは得られない様々な経験をもたらすためにも、認定こども園、子育て支援センター等で人員その他の提供体制を確保します。

なお、令和7年度については、本事業は地域子ども・子育て支援事業として実施します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を記載します。

① 利用者支援に関する事業(利用者支援事業)

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。					
対象年齢等	未就学児、小学校就学児					
算出方法	利用者支援事業を実施している地域子育て支援拠点等での相談件数の実績等を勘案して算出					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	5	5	5	5	5
(箇所数)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	5	5	5	5	5
(箇所数)	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【参考】利用者支援事業の実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点との連携	2,126	2,191	2,125	2,247	1,426
その他の活動	4,463	4,820	4,239	4,018	3,103
連携先との連絡調整	2,439	2,183	2,195	2,012	2,104
相談	2,720	2,029	2,438	2,787	1,953

【確保方策の内容】

提供体制は現状で十分に確保されており、多様化する教育・保育事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等が適切に行えるよう対応するとともに、関係機関との連絡調整を行っていきます。地域子育て相談機関としての機能強化も検討していきます。

また、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供できるよう、こども家庭センター「すこやかびぜん」での相談支援体制の充実を図っていきます。

② 延長保育事業(時間外保育事業)

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育園等において通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業です。				
対象年齢等	未就学児				
算出方法	① 家庭類型別児童数の算出 $\text{「推計児童数」} \times \text{「※潜在家庭類型(割合)」} = \text{「家庭類型別児童数」}$ ※タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム(長時間) タイプE パートタイム(長時間)×パートタイム(長時間) ② 利用意向率の算出 認定こども園、保育園等の施設について18時以降、利用を希望する者の割合 ③ 量の見込み算出 $\text{「家庭類型別児童数」} \times \text{「利用意向率」} = \text{「量の見込み」}$				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	42	40	36	32	30
確保方策(人)	42	40	36	32	30

【参考】延長保育の実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	7,408	6,739	6,714	6,801	6,866

【確保方策の内容】

共働き家庭の増加や就労形態の多様化に対応するため、開所時間を超えた保育体制を確保し、安心して子育てができる環境を整備します。

③ 放課後児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)

事業概要		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。				
対象年齢等		小学校就学児				
算出方法		① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「※潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数」 ※タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム(長時間) タイプE パートタイム(長時間)×パートタイム(長時間) ② 利用意向率の算出 当該事業の利用を希望する者の割合 ③ 量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向率」＝「量の見込み」				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	1年生	98	76	86	84	71
	2年生	128	115	89	101	99
	3年生	86	90	81	63	72
	4年生	55	51	53	47	37
	5年生	30	29	27	28	25
	6年生	30	30	29	27	28
	計	427	391	365	350	332
確保方策(人)		427	391	365	350	332
単位数		14	14	14	14	14

【参考】放課後児童クラブ事業の実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位数(箇所数)	12(11)	13(12)	13(12)	14(13)	14(12)
登録人数(年平均)	378	370	382	434	442
年間延べ利用人数	54,554	44,396	54,057	56,523	63,102

【確保方策の内容】

放課後児童クラブ事業に対するニーズは、年々高まってきていることから、各小学校区の需給状況を把握し、待機児童が発生しないよう放課後児童クラブの計画的な整備を行います。

また、放課後の居場所づくりの観点から放課後子ども教室、地域学校協働本部、備前まなび塾十と連携し、相互の役割分担と協力のもとに事業を推進します。

④ 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に当該児童又は親子について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。				
対象年齢等	未就学児、小学校就学児、保護者				
算出方法	① 家庭類型別児童数の算出 $\text{「推計児童数」} \times \text{「※潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家庭類型別児童数（人）」}$ ※全ての家庭類型 ② 利用意向（利用意向率 × 利用意向日数）の算出 ・利用意向率：当該事業の利用を希望する者の割合 ・利用意向日数：「利用意向率」の対象者の平均日数 ③ 量の見込み算出 $\text{「家庭類型別児童数」} \times \text{「利用意向」} = \text{「量の見込み」}$				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日／年）	58	55	51	48	44
確保方策（人日／年）	58	55	51	48	44

【確保方策の内容】

児童福祉法の改正により、レスパイト・ケアと併せて児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても利用対象となったことから、ニーズの把握に努めながら、市内の里親、市外の児童養護施設等への委託により提供体制を確保します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援の必要な家庭に対し適切なサービスにつなげる事業です。				
対象年齢等	0歳				
算出方法	児童人口の推計から算出				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	97	91	85	79	74
確保方策（人）	97	91	85	79	74

【確保方策の内容】

提供体制は現状で十分に確保されています。訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

⑥ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者等の養育支援が特に必要な家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う事業です。				
対象年齢等	18歳未満、保護者、妊婦				
算出方法	家庭児童相談件数の実績から推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件数)	413	388	363	338	315
確保方策(件数)	413	388	363	338	315

【参考】児童相談種類別対応件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護 相談	児童虐待相談	15	14	5	17	10
	その他の相談	42	39	34	35	27
保健相談						
障害 相談	肢体不自由相談					
	視聴覚障害相談					
	言語発達障害等相談		1			
	重症心身障害相談					
	知的障害相談	11	7	10	10	
	発達障害相談	8	2	6	7	
非行 相談	ぐ犯行為等相談	2				
	触法行為等相談					
育成 相談	性格行動相談	6	2	1	2	1
	不登校相談	3			1	2
	適性相談					
	育児・しつけ相談	1		1	1	
その他の相談		3				4
計		91	65	57	73	44

資料：福祉行政報告例

【確保方策の内容】

保健師による訪問を実施し、母親の不安感や負担感の軽減を図るとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
対象年齢等	0～2歳、保護者				
算出方法	① 家庭類型別児童数の算出 $\text{「推計児童数」} \times \text{「※潜在家庭類型(割合)」} = \text{「家庭類型別児童数」}$ ※全ての家庭類型 ② 利用意向(利用意向率×利用意向回数)の算出 ・利用意向率:当該事業を利用した、又は利用希望と回答した者の割合 ・利用意向回数:「利用意向率」の対象者の月あたり平均利用回数×12月 ③ 量の見込み算出 $\text{「家庭類型別児童数」} \times \text{「利用意向」} = \text{「量の見込み」}$				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	9,163	8,293	7,423	6,933	6,471
確保方策(人日/年)	9,163	8,293	7,423	6,933	6,471
箇所数	8	8	8	8	8

【参考】地域子育て支援拠点事業の実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般型	実施箇所数	5	5	5	5	5
	延べ利用人数	11,581	9,508	10,064	10,583	11,482
出張ひろば	実施箇所数	2	2	2	3	3
	延べ利用人数	1,001	703	983	989	1,121
計	実施箇所数	7	7	7	8	8
	延べ利用人数	12,582	10,211	11,047	11,572	12,603

注) 延べ利用人数は「児童数」

【確保方策の内容】

コロナ禍で減少した利用者数も徐々に回復しており、現在の提供体制を維持していきます。

乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、利用したことがない保護者への周知を図り、親子の孤立を防ぐとともに、こども家庭センター「すこやかびぜん」との連携を強化し、子育て支援機能の充実に努めます。

⑧ 一時保育・一時預かり事業

事業概要	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
対象年齢等	【1号認定及び2号認定による利用】3～5歳 【その他の利用】0～5歳
算出方法	【認定こども園等の在園児を対象とした一時預かり(一時保育)】 1. 1号認定による利用 ① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「※潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数」 ※タイプC' フルタイム×パートタイム(短時間) タイプD 専業主婦(夫) タイプE' パートタイム×パートタイム(いずれかが短時間) タイプF 無業×無業 ② 利用意向の算出 不定期事業の「利用意向率」×利用希望の「平均日数(年間)」＝「利用意向」 ③ 量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」 2. 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者による利用 ① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「※潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数」 ※タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム(長時間) タイプE パートタイム(長時間)×パートタイム(長時間) ② 利用意向の算出 「利用意向率(2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者は全員一時預かり事業の利用意向があるものとして 1.0)」×保護者の「年間就労日数(週の平均日数×52週)」＝「利用意向」 ③ 量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」 【上記以外の一時預かり(不定期利用)】 ① 潜在家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「※潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数」 ※全ての家庭類型 ② 利用意向の算出 不定期事業の「利用意向率」×利用希望の「平均日数(年間)」＝「利用意向」 ③ 量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」－1号認定における利用日数－不定期事業利用における「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数＝「量の見込み」

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人日／年)	1号認定	160	157	146	126	115
	2号認定(教育利用を強く希望)	4,337	4,243	3,904	3,413	3,086
	上記以外	2,863	2,704	2,459	2,214	2,031
	計	7,360	7,104	6,509	5,753	5,232
確保方策(人日／年)	特定教育・保育(認定こども園)	4,337	4,243	3,904	3,413	3,086
	一時保育(認定こども園)	2,540	2,404	2,189	1,966	1,803
	一時預かり事業	483	457	416	374	343
	計	7,360	7,104	6,509	5,753	5,232

【参考】一時保育・一時預かり事業の実績

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一時保育利用者数(人日／年)	伊部認定こども園	1,172 53	1,149 1	1,185 4	971 0	614 14
	日生認定こども園	311 0	673 0	859 0	805 8	626 0
	吉永認定こども園	642 11	341 4	693 39	433 32	197 26
	計	2,125 64	2,163 5	2,737 43	2,209 40	1,436 40
	一時預かり事業利用者数(人日／年)					
	地域子育て支援拠点	-	430	547	362	310

【確保方策の内容】

提供体制は現状で十分に確保されています。子育て家庭のニーズを把握しながら、また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などとの整合や保育士教諭の確保にも留意しつつ、実施していきます。

⑨ 病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児を、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。					
対象年齢等	未就学児、小学校就学児					
算出方法	① 家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間） ② 利用意向（利用頻度×利用意向日数）の算出 ・利用頻度：病気やけがで事業ができなかった場合に「父又は母が休んだ」かつ「病児・病後児保育施設等を利用希望」と回答した者と「病児・病後児保育を利用」、「ファミリー・サポート・センターを利用」又は「子どもだけで留守場」と回答した者の割合 ・利用意向日数：病児・病後児保育の利用希望日数と病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター又は子どもだけで留守番の利用日数の計を回答者数で割った数 ③ 量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」					
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み （人日／年）	未就学児	2,260	2,140	1,948	1,749	1,605
	小学校就学児	1,606	1,508	1,434	1,364	1,282
	計	3,866	3,648	3,382	3,113	2,887
確 保 方 策 （人日／年）	市立吉永病院	780	780	780	780	780
	協定相互利用	3,086	2,868	2,602	2,333	2,107
	計	3,866	3,648	3,382	3,113	2,887

【確保方策の内容】

市立吉永病院で1歳以上を対象(定員3人)として実施しているほか、「岡山県病児保育事業実施施設の相互利用の関する協定」に基づく県内他市施設の利用を含めて提供体制を確保します。

今後も関係機関との連携を図るとともに、子育て家庭のニーズを把握しながら実施します。

【参考】病児・病後児保育の実績

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間延べ	市立吉永病院	26	5	5	6	18
利用人数	協定相互利用	6	0	0	0	3

⑩ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎、預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業です。				
対象年齢等	未就学児、小学校就学児				
算出方法	送迎、預かり等の利用実績により推計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人日/年)	102	96	90	83	78
確保方策(人日/年)	102	96	90	83	78

【参考】ファミリー・サポート・センター事業の実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サポート活動(件)	574	130	48	74	113
預かり	185	74	5	29	31
送迎	389	56	43	45	82

【確保方策の内容】

提供体制は現状で十分に確保されていますが、利用が減少傾向にあることから、地域におけるNPO法人等との連携を図りながら、事業の周知に努め、依頼会員及び提供会員の確保に努めます。

⑪ 妊婦及び乳児一般健康診査並びに産婦健康診査事業

事業概要		妊婦及び乳児並びに産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦等に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊婦については妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 妊婦：一般健診 14 回、超音波4回、血液検査 2 回、クラミジア検査、B 群溶血性レンサ球菌検査、歯科検診 乳児：一般健診2回、聴覚検査 産婦：一般健診2回				
対象年齢等		妊婦、乳児、産婦				
算出方法		0歳児人口及び各健康診査の受診実績から推計				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (人)	妊婦健診	145	136	126	118	110
	乳児健診	116	109	102	95	89
	産婦健診	99	93	87	81	76
確保方策 (人)	妊婦健診	145	136	126	118	110
	乳児健診	116	109	102	95	89
	産婦健診	99	93	87	81	76

【参考】妊婦一般健康診査の実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦健診	1,862	1891	1557	1465	1334
	260	268	230	205	187
乳児健診	194	192	189	155	149
	173	173	181	152	145
産婦健診	269	259	251	203	193
	160	156	156	128	124

上段：延べ件数 下段：実人数

【確保方策の内容】

全ての対象者が健康診査を受けることができる体制を確保しています。

特に妊婦の健康管理のためには早期の届出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

また、国の「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」では「1 か月児」及び「5 歳児」への健康診査などについて早期に全国展開する方針が示されていることから、これらについても実施を検討していきます。

⑫ 産後ケア事業

事業概要	産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。				
対象年齢等	産婦、乳児				
算出方法	産後ケア利用者数を基に推計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人)	24	22	21	19	18
確保方策(人)	24	22	21	19	18

【確保方策の内容】

市内外の医療機関、産院などへの委託により提供体制を確保します。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等(ヤングケアラーを含む。)がいる子育て世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事や養育に関する援助等を行う事業です。				
対象年齢等	18 歳未満、特定妊婦等				
算出方法	ファミリー・サポート・センター事業の利用実績を基に推計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人日/年)	113	113	113	113	113
確保方策(人日/年)	113	113	113	113	113

【確保方策の内容】

当該事業の実施には、人員その他の提供体制の整備が必須であることから、こども家庭センター「すこやかびぜん」での相談支援等やファミリー・サポート・センター事業との整合を図りながら実施していきます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等の課題(虐待リスク、不登校等)を抱える学齢期の児童等を対象として、当該児童等の居場所となる拠点を開設し、児童等に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。				
対象年齢等	就学児				
算出方法	「こども第三の居場所」登録者数を基に推計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人)	16	16	16	16	16
確保方策(人)	16	16	16	16	16

【確保方策の内容】

当該事業の実施には、人員その他の提供体制の整備が必須であることから、地域におけるNPO法人等との連携や既存事業における子どもの居場所づくりとの整合を図りながら実施していきます。

⑮ 親子関係形成支援事業

事業概要	要支援児童、要保護児童及びその保護者に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達状況等に応じたペアレントトレーニングなどの支援を行う事業です。				
対象年齢等	18 歳未満、保護者				
算出方法	障害者総合支援法に基づく東備自立支援協議会が実施する「ペアレントトレーニング」参加者数を基に推計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人)	10	10	10	10	10
確保方策(人)	10	10	10	10	10

【確保方策の内容】

当該事業の実施には、人員その他の提供体制の整備が必須であることから、東備自立支援協議会などとの連携を図りながら実施していきます。

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦等に対する面談等により、妊婦等の心身の状況、置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業です。				
対象年齢等	妊産婦				
算出方法	0歳児人口の推計に面談等の回数(3回)を乗じて算定				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	273	255	237	222	207
確保方策(回)	273	255	237	222	207

【確保方策の内容】

こども家庭センター「すこやかびぜん」の保健師、助産師等により提供体制を確保します。

なお、面談等の実施回数3回のうち1回については、アンケートを実施し、希望者に対して面談を実施します。

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。

⑫ 多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設への民間事業者の参入に関して、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

教育・保育等の「量の見込み」において提供体制に不足が生じた場合には、新規参入の可能性を検討する必要があり、新規参入を認める際は、安心・安全な教育・保育等が提供できるよう、事業者の施設、知識、経験などを見極めながら、適切に事業を展開することができるかを判断していくことになります。

5 教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保等

(1) 教育・保育等の一体的な提供及び推進体制の確保の内容

① 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

令和6年度に全園（私立を除く。）が認定こども園へ移行したことから、引き続き認定こども園において教育・保育の一体的な提供ができるよう、子育て家庭のニーズに応じて教育的視点での事業推進に努めていきます。

また、本市においては平成29年度から保育料の無償化を実施していることや保護者の働き方、幼児教育・保育への関心などから、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられるため、保育教諭等の確保を通じ、必要な提供体制を確保します。

また、岡山県などと連携しながら教育・保育全般に関する調査及び研究を行うとともに、保育教諭等に対する各種研修、講座の開催等を通じて教育・保育の質の向上を図ります。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国において令和元年10月から教育・保育の一部無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。この制度は「市町村の確認を受けた施設」を「市町村の認定を受けた子ども」が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付に係る申請について、各利用施設にとりまとめの協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

③ 必要な人材の育成及び確保

共働き家庭の増加や教育・保育の利用希望の増加が見込まれる中、量的な提供体制の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためにも保育教諭等の業務負担軽減、キャリアアップ支援など、保育教諭等が将来に希望を持ち、充実感を得ながら教育・保育ができる環境づくりに向けた施策を検討します。

(2) 教育・保育等、乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策一覧

この章で記載した教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策の一覧は、次のとおりです。

認定区分・事業名			計画期間内の確保方策					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
教育・保育	1号認定 3～5歳		37	36	34	29	27	人
	2号認定 3～5歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	23	23	21	18	16	人
		上記以外	336	329	303	265	239	人
	3号認定	0歳	75	71	66	62	58	人
		1歳	98	81	75	70	65	人
		2歳	96	92	76	71	67	人
	計		665	632	575	515	472	人
乳児等通園支援事業			5	5	4	3	3	人
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業		6	6	6	6	6	か所
	②延長保育事業		42	40	36	32	30	人
	③放課後児童クラブ事業		427	391	365	350	332	人
	④子育て短期支援事業		58	55	51	48	44	人日／年
	⑤乳児家庭全戸訪問事業		97	91	85	79	74	人
	⑥養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		413	388	363	338	315	件
	⑦地域子育て支援拠点事業		9,163	8,293	7,423	6,933	6,471	人日／年
	⑧一時保育・一時預かり事業	特定教育・保育(認定こども園)	4,337	4,243	3,904	3,413	3,086	人日／年
		一時保育	2,540	2,404	2,189	1,966	1,803	人日／年
		一時預かり事業	483	457	416	374	343	人日／年
	⑨病児・病後児保育事業		3,866	3,648	3,382	3,113	2,887	人日／年
	⑩ファミリー・サポート・センター事業		102	96	90	83	78	人日／年
	⑪妊婦及び乳児一般健康診査並びに産婦健康診査事業	妊婦健診	145	136	126	118	110	人
		乳児健診	116	109	102	95	89	人
		産婦健診	99	93	87	81	76	人
	⑫産後ケア事業		24	22	21	19	18	人
	⑬子育て世帯訪問支援事業		113	113	113	113	113	人日／年
	⑭児童育成支援拠点事業		16	16	16	16	16	人
	⑮親子関係形成支援事業		10	10	10	10	10	人
	⑯妊婦等包括相談支援事業		273	255	237	222	207	回

第6章 計画の推進

1 庁内における各課の連携強化

本計画に携わる部署は、こどもまんなか課だけでなく、保健課、社会福祉課、介護福祉課、市民協働課、産業振興課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各課の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

2 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市だけでなく、児童相談所などの関係行政組織、子育てに関係する民間団体、市民ネットワークのほか、地域住民の協力が不可欠です。

そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

3 国及び県との連携

市の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、“こどもまんなか”のより良い支援となるよう、国及び県に対し、行財政上の必要な要望を行っていきます。

4 計画の点検評価

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「備前市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

5 計画の見直し

本計画については、国の子ども・子育て支援制度の動向や情勢の変化など、必要に応じて見直しを行うとともに、こども基本法に基づく「市町村こども計画」をはじめ各種計画の性格を併せ持つものとしての改定を検討していきます。

資料編

資料1 関係例規

備前市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

備前市条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、備前市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (4) 次世代育成支援対策に関する事業及びその推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2～5 (略)

附 則(令和5年9月22日備前市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

(設置)

第1条 市の子ども・子育て支援施策を円滑に推進するため、備前市子ども・子育て支援対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 備前市子ども・子育て支援行動計画の策定に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 就学前教育のあり方に関すること。
- (4) 幼保一体型施設整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、庁議の構成員(備前市庁議設置規程(平成17年備前市訓令第3号)第2条に規定する庁議の構成員をいう。)をもって組織する。

- 2 対策会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。
- 3 会長は対策会議の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に対策会議の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

(専門部会)

第5条 対策会議は、所掌事項に関する専門事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名した者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該専門部会に属する者の互選により定める。

- 4 前3項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が当該専門部会に諮って定める。

(庶務)

第6条 対策会議及び専門部会の庶務は、保健福祉部こどもまんなか課又は教育委員会幼児教育課のうち、所掌事項に応じ主体となる課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

- 2 (略)

附 則(令和元年8月5日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月30日訓令第12号)

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日訓令第21号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

資料2 備前市子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名	職名等	号委員	任期	備考
1	秋 川 陽 一	関西福祉大学 教授	1 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	
2	京 江 直 美	未就学児保護者	2 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	
3	山 田 佐 和	未就学児保護者	2 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	
4	赤 迫 康 代	(特非)子ども達の環境を考える・ひこ うせん 代表理事	3 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	
5	湊 照 代	備前市放課後児童クラブ連絡協議会 代表	3 号委員	R6.10. 1～ R7. 3. 31	
6	木 村 和 陽	和気医師会 代表	4 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	会長
7	武 本 満 子	備前市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡部会 部会長	4 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	副会長
8	横 内 博 昭	N T N(株)岡山製作所 管理部 人事教育課長	4 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	
9	竹 内 俊 博	備前市社会福祉協議会 事務局長	4 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	
10	福 島 美由紀	備前市校長会 代表	4 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	
11	荒 木 佳 子	岡山県備前保健所 東備地域保健課長	4 号委員	R6.10. 1～ R7. 3. 31	
12	森 本 博 子	備前市子育てボランティア	5 号委員	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	

※作成時の委員を掲載しています。

資料3 用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連 3法	①「子ども・子育て支援法」（以下「法」という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、全市区町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村が設置する「子ども・子育て会議」	法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関）
4	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。（法第7条第1項）
6	教育・保育施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園をいう。（法第7条第4項）
5	幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設であり、設置主体は国、自治体、学校法人及び社会福祉法人に限られる。（株式会社等の参入は不可）（認定こども園法第2条第7項）
7	施設型給付	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（特定教育・保育施設）に対する財政的支援（法第11条・第27条・第31条）

	用語	定義
8	地域型保育給付	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者（特定地域型保育事業者）が行う小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育（地域型保育事業）に対する財政的支援（法第7条第5項・第11条・第29条・第43条）
9	小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条第7項）
10	家庭的保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条第6項）
11	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条第8項）
12	事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条第9項）
13	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第19条・第20条） 【参考】認定区分 ・1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども（保育を必要としない子ども） ・2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
14	幼児教育・保育の無償化	令和元年10月より、幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもや、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化。備前市においては平成29年度から0歳～5歳児の保育料の無償化を実施
15	乳児等通園支援事業	令和6年の子ども・子育て支援法等の一部改正により児童福祉法に新たに規定された、保育園その他の施設において乳幼児であって満3歳未満のもの（園に入所しているもの等を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の3第23項）

	用語	定義
16	乳児等のための支援 給付	令和6年の子ども・子育て支援法等の一部改正により法に新たに規定された乳児等通園支援事業の利用対象者に対する給付（※法第7条第11項・第8条・第30条の12）※令和8年4月1日施行
17	地域子ども子育て支援事業	市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業で、利用者支援事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査事業、産後ケア事業等の事業（法第59条）
18	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいないため放課後の家庭保育に欠ける児童を対象に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とした事業（放課後児童健全育成事業）
19	放課後子ども教室	地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業
20	地域学校協働本部事業	学校の求めに応じ、環境整備・登下校の見守り・授業の補助等の必要な支援を地域住民等によるボランティアが行う体制を構築する事業
21	まなび塾+（プラス）	学習意欲の向上、学習習慣の確立、体験を通じた学習意欲喚起等を目的に土曜日や長期休業中等に市内各地の公民館等で補充学習や体験学習を行う事業
22	放課後学習サポート事業	地域の人材が放課後に児童の補充的な学習を支援することで、児童の基礎学力の定着を図る事業
23	子どもの貧困対策	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備、教育の機会均等を図る取組
24	ヤングケアラー	令和6年の子ども・子育て支援法等の一部改正により改正された子ども・若者育成支援推進法に規定された「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」をいう。（子ども・若者育成支援推進法第2条第7号・第15条）
25	こども家庭センター 「すこやかびぜん」	令和4年の児童福祉法等の一部改正により設置に努めることとされた機関で、児童福祉と母子保健の機能を一体的に運営し、保健師、助産師等により全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもに対し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的な相談支援を行う。（児童福祉法第10条の2・母子保健法第22条）

第 3 期
備前市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和 7 年 3 月
発 行 備前市

〒705-8602

岡山県備前市東片上 126 番地

TEL 0869-64-1853